

## 自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

## 第1章 電気工作物の概要

設備容量等 別図E003～E007による

## 第2章 保安管理業務（定例業務）の内容

- 1 この保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める自家用電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督に関わる業務である。
- 2 この保安業務で定例的に実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。
  - (1) 月次点検を毎月1回とし、定期的な点検、測定、試験、清掃を実施し、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指導又は助言を行うこと。  
なお、その細目及び具体的基準は別表第1「点検業務の実施項目」による。
  - (2) 電気工作物の設置又は変更工事の工事期間中には、毎週1回以上の点検を行い、指導又は助言を行うこと。
  - (3) 電気事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は必要に応じ臨時点検を行い、応急処置を指導するとともに再発防止についてとるべき処置の指導又は助言を行うこと。なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合は、その作成及び手続きの指導を行うこと。
  - (4) 電気事業法第107条第2項に定める立ち入り検査の立会を行うこと。

## 第3章 保安管理業務（定例外業務）の内容

この保安業務で定例的以外の保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 電気工作物に関する相談、助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の設置又は変更工事について、設計の審査、工事立ち会い及び竣工検査を行い、指導又は助言を行うこと。
- (3) 電気工作物の事故防止のため、必要に応じて精密点検を行うこと。
- (4) 緊急故障対応が24時間できる体制をとり、電気工作物に異常を生じた場合は、連絡を受けてから1時間以内に到着し対応できる体制になっていること。
- (5) 風水害・落雷等の被害が予想される場合には、迅速な対応ができる体制を確保すること。

## 第4章 保安管理業務（点検又は試験等の一部を実施しない項目「別表第2」）の内容

保安管理業務のうち、点検又は試験等の一部を実施しない項目に該当する自家用電気工作物の保安及びこの保安管理業務以外に必要な巡視などについては、指定管理者が自主的に行うものとする。この場合において、指定管理者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、受託者は、指導又は助言を行うものとする。

## 第5章 協力及び義務

指定管理者は、受託者が保安管理業務を行うにあたり、受託者が指導又は助言した事項又は受託者と協議決定した事項については速やかに必要な措置をとるものとする。また、受託者は保安管理業務を誠実に行うものとする。

## 第6章 相互の通知義務

岡山市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに指定管理者に通知するものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合、並びに施行する場合及び工事が完成した場合。
- (2) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合。
- (3) 電気工作物に接近して電気工作物以外の作業を行う場合。
- (4) その他必要な場合。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに受託者に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合。
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業省に提出する場合。
- (4) 電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合、並びに施行する場合及び工事が完成した場合。
- (5) 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対して、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合。
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- (7) 非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合。
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合。

- (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合。
- (10) 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合。
- (11) 電気工作物に接近して電気工作物以外の作業を行う場合。
- (12) その他必要な場合。

受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに指定管理者に通知するものとする。

- (1) 受託者の執務時間内における受託者への連絡方法。
- (2) 受託者の執務時間外における受託者への連絡方法。
- (3) その他必要な事項。

## 第7章 連絡責任者等

指定管理者はこの事業場に設置してある電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行うものを定めるとともにこの契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知する。

指定管理者は、連絡責任者に事故がある場合その業務を代行させるための代務者を定め速やかにその氏名、連絡方法等を受託者に通知する。

指定管理者は、連絡責任者及び代務者に変更が生じた場合、速やかに受託者に通知する。

指定管理者は受託者が行う保安管理業務に連絡責任者を立ち会わせるものとする。

## 第8章 記録の確認等

受託者は、保安管理業務の遂行上必要がある場合には、指定管理者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

受託者は、指定管理者が実施した巡視結果について記録を確認し、指導又は助言を行うものとする。

## 第9章 保安員の資格等

受託者は、保安管理業務を実施するもの（以下「保安員」とする。）に、電気主任技術者免状の交付を受けているものをあてること。（別表第3に記載）

保安員は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させること。指定管理者は、受託者の保安業務担当者等と面談等を行い、本人確認を行うものとする。

保安業務担当者等は、本施設で点検等を行う際に身分証明書を携行するものとし、指定管理者は、これにより前項に定める者であることを確認するものとする。

## 第10章 記録の保存

受託者が実施した保安管理業務結果の記録等は、双方において5年間保存するものとする。

## 第11章 備品等の整備

指定管理者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

## 第12章 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設は、岡山市と協議の上、速やかに指定管理者が改修する。

## 第13章 安全管理

受託者は、業務の実施に当たっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関係法規を遵守するとともに次の各号に定めるところにより安全の確保につとめること。

- (1) 高压回路の停電、送電操作を行う作業、高压近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため、監視者を置いて複数で作業を実施すること。
- (2) 受託者は、高压近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具、絶縁用保護を使用すること。そのために必要な適正な保護具、防護具を常備するとともに定期的（6ヶ月に1回以上）に耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認すること。

## 第14章 その他

- (1) 経済産業省への届出に関する業務の費用は、指定管理者において負担すること。
- (2) 年次点検においての停電作業は、斎場の運転管理等に支障を与えることのないよう、事前に現状を把握し、復旧の遅延がないよう十分な計画などを行い、年次点検実施までに岡山市および指定管理者と協議すること。  
また点検状況を写真撮影し保存すること。
- (3) 受託者の責任において速やかに手続き書類を作成し、経済産業省あてに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書等必要な書類を提出すること。
- (4) 本業務を指定管理者自ら行う場合は、本仕様書における「受託者」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

## 非常用発電機保守点検業務 仕様書

## 第1章 電気工作物の概要

設備容量等

別図 E8～E10 非常用発電設備による

## 第2章 定期点検業務の内容

1 本業務は、電気事業法に基づいて岡山北斎場の保安規定に定められているとおりに非常用発電設備の定期点検を行い、電気工作物の保安管理に関わる業務である。

2 この業務で定期的実施する点検業務は次の各号によるものとする。

(1) 年次点検を年1回とし、年度ごとに別表第1のA～F点検を組み合わせで行うこと。別表第2に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指定管理者及び岡山市に指導又は助言を行うこと。

| 年度   | R9      | R10 | R11 | R12 | R13 |
|------|---------|-----|-----|-----|-----|
| 点検内容 | D+蓄電池交換 | C   | D   | C   | D   |
|      | B       | B   | B   | B   | B   |

(2) 主要点検・作業項目

別表第1「主要点検・作業項目」による。

なお、その細目及び詳細は別表第2「非常用発電機点検整備表」による。

また、実負荷点検については電気設備の全館停電点検時に実施するものとする。

## 第3章 関連法令の遵守

受託者は、本業務に関する諸法規・法令を遵守し、作業を安全かつ迅速に行うように努めること。なお、関係法令の適切なる運営・適用は受託者の負担と責任において実施すること。

## 第4章 施設の保全

既設構造物に損傷等損害を与えた場合は、受託者の負担と責任において現状回復すること。

## 第5章 安全管理

受託者は、本業務の執行にあたっては、常に細心の注意を払い、消防関係法令、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、公衆及び作業員の安全確保に万全を期すること。なお本業務執行に際しては、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置ならびに連絡方法等について指定管理者と協議し、これらを遵守すること。

## 第6章 作業表

受託者は本業務着手に先立って、指定管理者と十分に協議し、斎場の運転管理等に支障を与えることのないように作業表を作成して指定管理者に提出すること。

## 第7章 事前調査

受託者は、本業務の現場作業着手に先立って、斎場の運転管理等の状況等について綿密な現場調査を行い、十分に実情を把握しておくこと。

## 第8章 提出書類

受託者は、下記の書類を定められた期間内に指定管理者に提出し、承諾を得ること。

1. 本業務着手の前までに提出する書類
  - (1) 作業表 1 部
  - (2) 施工計画書 1 部
2. 本業務完了後に提出する書類
  - (1) 点検業務写真帳 2 部  
※指定管理者保管用、岡山市保管用
  - (2) 点検結果報告書 3 部  
※指定管理者保管用、岡山市保管用、消防署提出用。  
消防署提出については3年に1回。

## 第9章 業務写真

受託者は、点検整備項目毎の本業務内容等が確認できる写真を撮影し、本業務完了後、所定の写真帳により指定管理者に提出すること。

## 第10章 点検結果の報告

受託者は、別表第2の点検項目に基づいて点検結果報告書を提出すること。  
不良箇所が発見された場合は、点検結果報告書にて提出し、指定管理者の指示するときは修理見積書も併せて提出すること。

## 第11章 その他

本業務を指定管理者自ら行う場合は、本仕様書における「受託者」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

別表第1 主要点検・作業項目

| 区分          | 点検間隔   | 実施項目                                                                                                                                                                                                                       | 備考           |
|-------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| A<br>点<br>検 | 1 2 ヶ月 | 周囲・外観点検<br>始動・運転・停止状況の点検<br>無負荷運転10分間<br>主要部（水・油・ガス・エア）漏れ点検<br>冷却水・燃料油・潤滑油油量確認<br>計器類指示確認<br>発電機スリップリング・油ガテキング・ブラシ点検<br>その他点検整備表に基づく点検                                                                                     |              |
| B<br>点<br>検 | 1 2 ヶ月 | 実負荷点検 6 0 分間<br>バッテリー電解液点検<br>潤滑油汚れ点検<br>コシ器・タンクのドレン抜き<br>燃料移送ポンプ作動状況点検<br>吸排気弁バネ点検<br>その他点検整備表に基づく点検                                                                                                                      | A点検を含む       |
| C<br>点<br>検 | 1 2 ヶ月 | 配電盤計器の点検・接地・絶縁抵抗測定<br>クランクデフレクション計測<br>機側リレー・スイッチ作動確認<br>配線ターミナル増し締め<br>セルモーターブラシ点検<br>吸排気弁弁頭スキマ調整<br>燃料・潤滑油コシ器分解掃除<br>カム・タペットローラ点検<br>ガバナリンク点検調整<br>過給機フィルター清掃<br>排圧測定<br>機関潤滑油交換（ピストン径φ165以下）<br>弁腕湯交換<br>その他点検整備表に基づく点検 | A及びB点検を含む    |
| D<br>点<br>検 | 2 年    | 燃料噴射時期・噴射弁噴霧点検調整<br>機関潤滑油交換（ピストン径φ165超）<br>停止電磁弁点検<br>燃料噴射弁分解点検<br>その他点検整備表に基づく点検                                                                                                                                          | A, B及びC点検を含む |

| 区分          |     | 実施項目                                                                                                                                                                                                                                    | 摘 要                |
|-------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| E<br>点<br>検 | 4 年 | 燃料フィードポンプ分解点検<br>ラジエーターコアの清掃<br>シリンダヘッド全気筒分解点検・整備<br>遮断機絶縁油点検<br>吸排気弁摺り合わせ<br>冷却水ポンプ分解点検<br>ゴムホース交換<br>潤滑油冷却器・空気冷却器圧力テスト<br>その他点検整備表に基づく点検                                                                                              | A, B, C及びD点検を含む    |
| F<br>点<br>検 | 8 年 | ピストン抜き出し点検掃除（全気筒）<br>シリンダライナ内径計測（全気筒）<br>ロッドボルト・メタル点検<br>主軸受ボルト点検<br>シリンダライナパッキン交換（全気筒）<br>ピストンピンメタル点検<br>クランクピン・ジャーナル点検<br>タイミングギア点検<br>潤滑油ポンプ分解点検<br>冷却水ポンプ分解点検<br>過給機・潤滑油冷却器分解掃除<br>空気冷却器分解掃除・水圧テスト<br>燃料噴射ポンプ分解点検<br>その他点検整備表に基づく点検 | A, B, C, D及びE点検を含む |
|             |     |                                                                                                                                                                                                                                         |                    |



別表第2

点 検 整 備 表

| 区分               | 点 検 部           | 点検項目<br>No. | 作 業 項 目                                                       | 点 検 種 別 |   |   |   |   |   | 点検<br>方法 | 備 考                                            |
|------------------|-----------------|-------------|---------------------------------------------------------------|---------|---|---|---|---|---|----------|------------------------------------------------|
|                  |                 |             |                                                               | A       | B | C | D | E | F |          |                                                |
| 外<br>観<br>点<br>検 | 設置状況            | 1           | 周囲の整理整頓、状況点検                                                  | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | 障害物、各機器との保有<br>距離確認                            |
|                  |                 | 2           | 区画、隔壁等破損の有無点検                                                 | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 3           | 水の浸透、漏れ等の有無点検                                                 | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 4           | 換気装置の機能点検                                                     | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | 自然換気か強制換気か                                     |
|                  |                 | 5           | 照明設備及び機能点検                                                    | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 6           | 標識の表示状況の点検                                                    | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 表示              | 7           | 表示の適否確認                                                       | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 自家発電装置          | 8           | 変形、損傷、脱落、漏れ等の有無点検                                             | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | 原動機と発電機                                        |
|                  | 始動用蓄電池設備        | 9           | 蓄電池設備の外観点検に準ずる                                                | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 制御装置            | 10          | 周囲の整理整頓、状況点検                                                  | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 11          | 外形上で変形等の異常有無点検                                                | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 12          | 電源表示灯の点灯有無点検                                                  | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 13          | 開閉器及び遮断器の開閉位置適否点検                                             | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 計器類             | 14          | 変形等の有無、及び指示値の適否点検                                             | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 燃料油及び<br>冷却水タンク | 15          | 外形上で変形等の異常有無点検                                                | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 16          | 規定の燃料油量があるか点検                                                 | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | 定格負荷2Hr以上運転可能<br>油量必要                          |
|                  |                 | 17          | 規定の冷却水量があるか点検                                                 | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | ラジエータ冷却方式                                      |
|                  | 排気筒             | 18          | 可燃物が放置されていないか周囲の<br>状況の点検                                     | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 19          | 外形上で変形、損傷、支持金具の緩み等<br>有無点検                                    | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 20          | 貫通部の変形、損傷、脱落等の異常<br>有無点検                                      | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 配管              | 21          | 変形、損傷、漏れ等の有無点検                                                | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 予備品等            | 22          | 予備品及び回路図等の備付状況点検                                              | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
| 機<br>能<br>点<br>検 | 自家発電装置          | 23          | 潤滑油の種類及び量の確認                                                  | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | 規定の油脂                                          |
|                  |                 | 24          | タンク、ラジエータ等冷却装置機能点検                                            | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 25          | 無負荷運転での各部点検性能チェック                                             | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | 定格回転数で5～10分運転                                  |
|                  |                 | 26          | 手動停止装置の機能点検                                                   | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手       | 停止後、再始動しないこと                                   |
|                  | 始動用蓄電池設備        | 27          | 蓄電池設備の機能点検に準ずる                                                | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 制御装置            | 28          | 開閉器及び遮断器の開閉機能確認                                               | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 29          | 適正ヒューズの使用有無点検                                                 | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  |                 | 30          | 各継電器の機能確認                                                     | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定       |                                                |
|                  |                 | 31          | 各表示灯の点灯状況の確認                                                  | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 計器類             | 32          | 設備を運転し、各計器の作動 指示値を点検                                          | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | 定格回転無負荷運転                                      |
|                  | 結線接続            | 33          | 回路、端末の変形、損傷等の有無点検                                             | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手       |                                                |
| 総<br>合<br>点<br>検 | 接地              | 34          | 接地線の変形、接続部の損傷有無点検                                             | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 耐震・防振装置         | 35          | アンカーボルト、防振装置、可とう管継手<br>等耐震措置が適正に行われ、かつこれ<br>等に変形、損傷等が無いかどうか点検 | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       |                                                |
|                  | 自家発電装置          | 36          | タイムスケジュール及びシーケンス通り<br>に、自動始動及び自動停止作動が完了<br>するか否か点検            | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視       | 始動～発電機遮断器投入ま<br>での時間<br>普通型 40秒以内<br>即時型 10秒以内 |

| 区分    | 点検部              | 点検項目No. | 作業項目                           | 点検種別 |   |   |   |   |   | 点検方法  | 備考                                       |
|-------|------------------|---------|--------------------------------|------|---|---|---|---|---|-------|------------------------------------------|
|       |                  |         |                                | A    | B | C | D | E | F |       |                                          |
| 総合点検  | 接地抵抗             | 37      | 抵抗値を測定し適正であるか否かを<br>確認する       |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定    | 別途点検した測定値を<br>記入する                       |
|       | 絶縁抵抗             | 38      | 抵抗値を測定し適正であるか否かを<br>確認する       |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定    | 別途点検した測定値を<br>記入する                       |
|       | 始動用<br>蓄電池設備     | 39      | 蓄電池設備の総合点検に準ずる                 |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定    | 別途点検した測定値を<br>記入する                       |
|       | 始動補助装置           | 40      | 確実に作動するか否か点検                   |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定    | 冷却水ヒータ                                   |
|       | 保安装置             | 41      | 作動値が設定通りか否か点検                  |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定    |                                          |
|       | 調速機              | 42      | 確実に作動するか否か確認する                 |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    |                                          |
|       | 実負荷運転又は<br>無負荷運転 | 43      | 正常な運転状況であるか否か点検                | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定    | 一般振動の測定を含む                               |
|       |                  | 44      | 排気背圧を測定し適否を点検                  |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定・目視 |                                          |
|       |                  | 45      | 換気(吸気及び排気)の良否点検                |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    |                                          |
|       |                  | 46      | 運転後の軸受け温度測定                    |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定    |                                          |
| 燃料系統  | 燃料噴射ポンプ          | 47      | ラック(ハンドル)目盛位置・摺動点検             | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手    | ラックなし型はハンドル                              |
|       |                  | 48      | 噴射時期及び調整ネジ弛み点検                 |      |   |   | ○ | ○ | ○ | 触手    |                                          |
|       |                  | 49      | プランジャの漏れ確認                     |      |   |   | ○ | ○ | ○ | 目視    | ドレンボット点検                                 |
|       |                  | 50      | 分解点検                           |      |   |   |   | ○ | ○ | 分解目視  | E点検1気筒(集合型除く)                            |
|       | 燃料噴射弁            | 51      | 噴射圧力・噴霧状況点検調整                  |      |   |   | ○ | ○ | ○ | 測定目視  |                                          |
|       |                  | 52      | 分解掃除                           |      |   |   |   | ○ | ○ | 分解掃除  |                                          |
|       | 燃料油コシ器           | 53      | ドレン抜き                          |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 操作目視  |                                          |
|       |                  | 54      | 分解掃除                           |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 分解掃除  | カートリッジ式は交換する                             |
|       | 燃料タンク            | 55      | 沈殿物・水分の排出                      | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 操作目視  |                                          |
|       | フィードポンプ          | 56      | フィードポンプの分解点検                   |      |   |   |   | ○ | ○ | 分解目視  | 該当なき場合この項抹消                              |
|       | 移送ポンプ            | 57      | 燃料移送ポンプの作動                     | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    | ハンドポンプは手動で確認                             |
| 潤滑油系統 | 潤滑油ポンプ           | 58      | 主要部分の分解点検                      |      |   |   |   |   | ○ | 分解目視  |                                          |
|       | 機関潤滑油            | 59      | 汚れ点検                           |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    | 潤滑油交換<br>ピストン径≦165mm 1年毎<br>" >165mm 2年毎 |
|       |                  | 60      | 油量点検(検油棒上部目盛迄)                 | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    |                                          |
|       | 弁腕注油ポンプ          | 61      | 分解点検                           |      |   |   |   | ○ | ○ | 分解目視  | 該当なき場合この項抹消                              |
|       | 弁腕注油タンク          | 62      | 汚れ点検(含燃料稀釈)                    | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    |                                          |
|       |                  | 63      | 油量点検                           | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    |                                          |
|       | 潤滑油コシ器           | 64      | 分解掃除                           |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 分解目視  | カートリッジ式は交換する                             |
|       |                  | 65      | ドレン抜き                          |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 操作目視  |                                          |
|       | 潤滑油冷却器           | 66      | 外観目視点検(錆・損傷の有無)                | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    |                                          |
|       |                  | 67      | 圧力(水圧or油圧)テスト                  |      |   |   |   | ○ | ○ | 測定    | 冷却水側 0.1MPa 10min                        |
|       |                  | 68      | 分解点検掃除                         |      |   |   |   |   | ○ | 分解目視  |                                          |
|       | プライミング装置         | 69      | ピストンポンプ分解点検                    |      |   |   | ○ | ○ | ○ | 分解目視  | 〔ピストンポンプ・モータポンプ〕<br>いずれか該当なしを抹消          |
|       |                  | 70      | モータポンプ分解点検                     |      |   |   |   |   | ○ | 分解目視  |                                          |
|       |                  | 71      | プライミング油圧の確認                    | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    | ターニング同時実施                                |
|       | ガバナ<br>(集合型)     | 72      | 油量点検                           | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    | 一年毎に交換                                   |
|       | 燃料噴射ポンプ          | 73      | 油量点検                           | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    | 一年毎に交換                                   |
|       | 過給機              | 74      | 油量点検<br>(タービン側・プロワ側ともに油面計白線まで) | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    | 一年毎に交換<br>該当なし又は空冷式はこの<br>項抹消            |
|       | 発電機              | 75      | 軸受け部油量点検                       | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視    | 該当なき場合この項抹消                              |

| 区分             | 点検部                       | 点検項目No. | 作業項目                                | 点検種別 |   |   |   |   |   | 点検方法 | 備考                                       |
|----------------|---------------------------|---------|-------------------------------------|------|---|---|---|---|---|------|------------------------------------------|
|                |                           |         |                                     | A    | B | C | D | E | F |      |                                          |
| 冷却水系統          | 冷却水ポンプ                    | 76      | メカニカルシール交換                          |      |   |   |   | ○ | ○ | 交換   |                                          |
|                |                           | 77      | 主要部分解点検                             |      |   |   |   |   | ○ | 分解目視 |                                          |
|                | 冷却水ヒータ                    | 78      | 断線・接点等の点検                           | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   | 2年毎に交換<br>該当なき場合この項抹消                    |
|                | 温調弁                       | 79      | 作動確認                                |      | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   | 該当なき場合この項抹消                              |
|                |                           | 80      | 分解・点検                               |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 分解目視 | 該当なき場合この項抹消                              |
| 弁装置<br>シリンダヘッド | シリンダヘッド                   | 81      | 燃料室のカーボン掃除                          |      |   |   |   | ○ | ○ | 分解目視 | カラーチェック                                  |
|                | 吸排気弁                      | 82      | 弁調整(弁頭スキマ)                          |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   |                                          |
|                |                           | 83      | 吸排気弁点検スリ合せ                          |      |   |   |   | ○ | ○ | 分解目視 | コッタの当り状態確認                               |
|                |                           | 84      | 弁バネ・バネ受点検                           |      | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                                          |
|                | カム軸                       | 85      | カム・タペットローラ点検                        |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   | 注油量の目視確認                                 |
| 往復運動部          | ピストン<br>(高速エンジンE点検は1気筒のみ) | 86      | ピストン抜きカーボン掃除                        |      |   |   |   |   | ○ | 分解目視 | FCDピストンはコーティング<br>状況点検                   |
|                |                           | 87      | リング溝の点検                             |      |   |   |   |   | ○ | 測定   | カラーチェック・目視確認                             |
|                |                           | 88      | ピストンピン・ピストンピン孔点検                    |      |   |   |   |   | ○ | 測定   |                                          |
|                | 連接棒<br>(高速エンジンE点検は1気筒のみ)  | 89      | ピストンピンメタル点検                         |      |   |   |   |   | ○ | 測定   | カラーチェック・目視確認                             |
|                |                           | 90      | クランクピンメタル点検                         |      |   |   |   |   | ○ | 測定   |                                          |
|                |                           | 91      | 連接棒ボルト点検                            |      |   |   |   | ○ | ○ | 目視   | 脱着3回目でボルト交換<br>セレーション部カラーチェック            |
|                | シリンダライナ                   | 92      | シリンダライナ内径計測(絞りチェック)                 |      |   |   |   |   | ○ | 測定   |                                          |
|                |                           | 93      | ライナ抜きバッキン、ゴムリング交換<br>水ジャケット部清掃、防錆塗装 |      |   |   |   |   | ○ | 分解掃除 | 頸部カラーチェック                                |
| クランク軸          | 主軸受                       | 94      | 主軸受メタル点検                            |      |   |   |   |   | ○ | 分解目視 | 台板式のみ該当                                  |
|                |                           | 95      | 主軸受ボルトゆるみ点検                         |      |   |   |   |   | ○ | 目視   |                                          |
|                | クランク軸                     | 96      | ピン・主軸点検                             |      |   |   |   |   | ○ | 測定目視 | クランクピン測定・主軸目視                            |
|                |                           | 97      | ハズミ車側クランク歯車締付ボルト点検                  |      |   |   |   |   | ○ | 目視   |                                          |
|                |                           | 98      | バランスウェイトボルト点検                       |      |   |   |   |   | ○ | 目視   | 該当なき場合この項抹消                              |
|                |                           | 99      | デフレクション測定                           |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   |                                          |
| 調速装置           | 歯車                        | 100     | タイミングギヤ他ギヤ当り背隙点検                    |      |   |   |   |   | ○ | 分解触手 |                                          |
|                | 調速リンク                     | 101     | 点検調査                                |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                                          |
|                | ガバナ                       | 102     | 注油および摺動点検                           | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手   |                                          |
|                |                           | 103     | 分解点検又は洗滌                            |      |   |   |   | ○ | ○ | 分解目視 | ガバナモータ装備のものは<br>断線の有無チェック<br>Oリングは4年目で交換 |
| 過給系統           | 過給機                       | 104     | ブロワ・フィルタ洗滌(交換 2年毎)                  |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 掃除   |                                          |
|                |                           | 105     | タービン軸の回転具合点検                        |      |   |   |   |   | ○ | 触手   | 該当なき場合この項抹消                              |
|                |                           | 106     | 分解整備                                |      |   |   |   |   | ○ | 分解掃除 |                                          |
|                | 空気冷却器                     | 107     | 外観目視点検錆・損傷の有無                       | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   | 該当なき場合この項抹消                              |
|                |                           | 108     | 圧力テスト                               |      |   |   |   | ○ | ○ | 測定   | 0.1MPa 10min                             |
|                |                           | 109     | 分解点検掃除                              |      |   |   |   |   | ○ | 分解掃除 |                                          |
| その他・附属装置       | 回転計                       | 110     | 機関停止中指針が零を指しているか                    | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                                          |
|                | 潤滑油圧力計                    | 111     | 機関停止中指針が零を指しているか                    | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                                          |
|                | 冷却水圧力計                    | 112     | タンクヘッド圧力を指しているか                     | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                                          |
|                | 燃料油圧力計                    | 113     | タンクヘッド圧力を指しているか                     | ○    | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                                          |
|                | 断水継電器                     | 114     | 配線ターミナル増締確認                         |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手   | 該当なき場合この項抹消                              |
|                |                           | 115     | 作動値の確認調整                            |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   |                                          |
|                | 潤滑油圧力<br>スイッチ             | 116     | 配線ターミナルの増締確認調整                      |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手   |                                          |
|                |                           | 117     | 動作値の確認調整                            |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   |                                          |

| 区分         | 点 検 部          | 点検項目 | 作 業 項 目            | 点 検 種 別 |   |   |   |   |   | 点検方法 | 備 考              |
|------------|----------------|------|--------------------|---------|---|---|---|---|---|------|------------------|
|            |                |      |                    | A       | B | C | D | E | F |      |                  |
| その他・附属装置   | 潤滑油温度スイッチ      | 118  | 配線ターミナルの増締         |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手   | 該当なき場合この項抹消      |
|            |                | 119  | 作動値の確認調整           |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   |                  |
|            | 冷却水温度スイッチ      | 120  | 配線ターミナルの増締         |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手   |                  |
|            |                | 121  | 作動値の確認調整           |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   |                  |
|            | 燃料小出し槽フロートスイッチ | 122  | 配線ターミナルの増締         |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手   |                  |
|            |                | 123  | 作動値の確認調整           |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   |                  |
|            | スピードリレーまたはスイッチ | 124  | 配線ターミナルの増締         |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 触手   |                  |
|            |                | 125  | 作動値の確認調整(低速度・過速度)  |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 測定   |                  |
|            | セルモーター         | 126  | 接点・ブラシ等の点検         |         |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   | ビニオンギヤーヘグリス補充    |
|            | 発電機            | 127  | 発電機ブラシの汚れ摩耗点検      | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   | 該当なき場合この項抹消      |
|            |                | 128  | スリップリング当り点検(含錆汚れ)  | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                  |
|            |                | 129  | 軸受油力キリング点検         | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                  |
|            | 配電盤            | 130  | 遮断機絶縁油点検           |         |   |   | ○ | ○ | ○ | 目視   | 該当なき場合この項抹消      |
|            |                | 131  | 計器の点検              | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                  |
|            |                | 132  | 保護継電器の動作試験         |         |   |   | ○ | ○ | ○ | 測定   | 動作値確認は別途         |
|            | ラジエータ関係        | 133  | 冷却水入替及びラジエータキャップ点検 |         |   |   | ○ | ○ | ○ | 交換清掃 | 不凍液の新替           |
|            |                | 134  | コアの掃除、ゴムホース交換      |         |   |   |   | ○ | ○ | 掃除交換 |                  |
|            |                | 135  | ファンの羽根取付け鉄の弛み点検    | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目視   |                  |
|            |                | 136  | ファンベルトゆるみ点検        |         |   |   | ○ | ○ | ○ | 触手   |                  |
|            |                | 137  | スパイダ谷底部点検          |         |   |   | ○ | ○ | ○ | 目視   | 通水テスト            |
|            | 煙導             | 138  | 背圧測定(点検項目No.46と同様) |         |   |   | ○ | ○ | ○ | 測定   | 50%以上の負荷がかかる場合のみ |
|            |                | 139  | 消音器のドレン抜き          | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 操作   |                  |
|            | フレキシブル管装置      | 140  | 燃料系たわみ管交換          |         |   |   |   | ○ | ○ | 交換   |                  |
|            |                | 141  | 冷却水系ゴムホース交換        |         |   |   |   | ○ | ○ | 交換   |                  |
|            |                | 142  | 給気ダクトゴムホース交換       |         |   |   |   |   | ○ | 交換   |                  |
|            |                | 143  | 排気マニホールド伸縮継手交換     |         |   |   |   |   |   | 交換   | 10年毎             |
|            |                | 144  | 排気(過給機出口)たわみ管交換    |         |   |   |   |   |   | 交換   | 10年毎             |
|            | ミスト分離器         | 145  | ドレン抜き              | ○       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 操作   |                  |
| その他・追加仕様区分 |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |
|            |                |      |                    |         |   |   |   |   |   |      |                  |

## 自動制御機器保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

施設管理用中央監視装置及び自動制御機器の基本動作の確認をおこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版) 及び建築保全業務報告書作成の手引き (最新版) に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 自動制御機器の総合点検として年 1 回必要な点検、調整等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
  - ・中央監視装置の点検、設定の確認、調整
  - ・自動制御機器単体精密点検により、本体の設定・状態確認、点検、動作の確認、調整

※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。

##### (3) 点検作業内容及び点検共通事項

###### ○点検作業内容

- ・実測による温度、湿度検出器の指示値誤差チェック及び校正
- ・デジタル式調節器からの発停・状態
- ・デジタル式調節器、室内型温湿度調節器及び操作器とのループによる制御チェック
- ・模擬入力による各機器の動作チェック
- ・各機器の機能チェック及び電源電圧チェック

- ・各制御盤内の清掃、端子増し締め
- ・各DDCコントローラーの機能チェック
- ・ローカル自動制御機器の確認
- ・上記関連項目の制御状態の確認

※点検共通事項

- ・機器単体での接続部ゆるみ、破損の有無の確認  
供給電圧の確認
- ・目視による水漏れの有無の確認
- ・計測関係の誤差チェックと補正確認
- ・機器単体の基本動作確認
- ・各制御系統でのループ動作確認、制御ループにおける総合作動点検

(4) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。

(5) 対象設備

※別図のとおり

(6) 総合点検整備内容

○セントラル側系統 一式

- ・中央監視装置

○ローカル側系統 一式

- ・外気処理PAC廻り制御
- ・MD切替制御
- ・ファン発停制御
- ・ガス検知設備
- ・フロンガス検知設備

○その他必要な内容 一式

点検時の校正ガス、MCフィルタカートリッジ、その他雑材料を見込んでいる。

## 2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

(1) 業務作業計画書（概要、実施要領・判定要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

- ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
- ・修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

#### 2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

#### 2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## EHP 保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されている電気モータヒートポンプパッケージ形エアコン（マルチ形含む）に必要な点検をおこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）及び建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
  - (2) 斎場の運営に支障のないよう室内機のフィルター清掃を適正な頻度で清掃すること。ただし、年 2 回は必ず実施すること。
  - (3) フロン排出抑制法※ に基づく機器の点検を行うこと。
    - ・ 3 ヶ月に 1 回、簡易点検として目視点検、確認を行う。
    - ・ 3 年に 1 回以上、有資格者による目視点検及び間接法若しくは直接法による点検を行う。点検時に漏洩が発見された場合の詳細な調査、修理については岡山市へ報告すること。
- ※「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の略称
- (4) (3) の簡易点検の際には、本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
  - (5) 保守点検測定作業
    - ・ 運転圧力、配管温度、電流電圧、空気温度測定等
    - ・ 目視確認

※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。



(6) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。

(7) 対象設備

・別図のとおり

#### 2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。ただし、フロン排出抑制法に係る点検、修理、冷媒の補充・回収の履歴は、機器廃棄まで保存が必要である。

(1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

- ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
- ・修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

#### 2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

(1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。

(2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。

(3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。

(4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。

(5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。

(6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

#### 2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## GHP 保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されているガスエンジンヒートポンプパッケージ形エアコン（マルチ形含む）に必要な点検をおこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）及び建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 斎場の運営に支障のないよう室内機のフィルター清掃を適正な頻度で清掃すること。ただし、年 2 回は必ず実施すること。
- (3) フロン排出抑制法※ に基づく機器の点検を行うこと。
  - ・ 3 ヶ月に 1 回、簡易点検として目視点検、確認を行う。
  - ・ 3 年に 1 回以上、有資格者による目視点検及び間接法若しくは直接法による点検を行う。点検時に漏洩が発見された場合の詳細な調査、修理については岡山市へ報告すること。
- ※「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の略称
- (4) (3) の簡易点検の際には、本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (5) 保守点検測定作業
  - ・ 運転圧力・配管温度・電流電圧、空気温度測定等
  - ・ 目視確認、エンジン回りのベルト調整確認、オイル確認等

※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。

(6) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。

(7) 対象設備

・別図のとおり

#### 2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。ただし、フロン排出抑制法に係る点検、修理、冷媒の補充・回収の履歴は、機器廃棄まで保存が必要である。

(1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

- ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
- ・修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

#### 2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

(1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。

(2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。

(3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。

(4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。

(5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。

(6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

#### 2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 外調機保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されている外調機に必要な点検、及び各部品の交換を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版) 及び建築保全業務報告書作成の手引き (最新版) に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 年 1 回本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (3) 部品ごとに、点検のサイクルに合わせて行うこと。
- (4) 保守点検測定作業
  - ・ 運転圧力・配管温度・電流電圧、空気温度測定等
  - ・ 目視確認、異音確認、異常振動確認等※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。
- (5) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。
- (6) 対象設備
  - ・ 別図のとおり
- (7) 対象部品

|                           |                                |
|---------------------------|--------------------------------|
| ・ 圧縮機                     | 1 年ごとに点検※                      |
| ・ 冷媒回路（電子膨張弁、四方弁、<br>電磁弁） | 1 年ごとに点検※                      |
| ・ 冷媒配管                    | 1 年ごとに点検※                      |
| ・ 保護装置（圧力遮断装置）            | 1 年ごとに点検※                      |
| ・ 熱交換器                    | 1 年ごとに点検と清掃                    |
| ・ モータ                     | 1 年ごとに点検※                      |
| ・ ファン（ランナー、ケーシング）         | 1 年ごとに点検と清掃                    |
| ・ クランクケースヒータ              | 1 年ごとに点検                       |
| ・ 動力盤（冷却ファン、インバータ）        | 半年ごとに定期点検                      |
| ・ 電装品（基板類含む）              | 半年ごとに点検                        |
| ・ 圧力センサー、温湿度センサー          | 1 年ごとに点検、5 年に 1 回交換            |
| ・ プレフィルター（吸込網含む）          | 毎月洗浄、2 年に 1 回交換                |
| ・ 中性能フィルター                | 1 年に 1 回交換                     |
| ・ 外装パネル、ケーシング             | 半年ごとに点検                        |
| ・ ダンパ（羽根、モータ）             | 1 年ごとに点検（モータは定期交換）             |
| ・ ドレンパン                   | 毎月定期点検、清掃                      |
| ・ 気化式加湿器                  | 毎月定期点検、1 年ごとに清掃、<br>付属部品の点検を含む |
| ・ 風量                      | 1 年ごとに点検                       |
| ・ 防振材                     | 半年毎に点検（消耗部品は定期交換）              |

※異常時は修理又は交換

### 2. 1. 3 （記録の保存）

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5 年間保存するものとする。

(1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

- ・ 点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・ 点検作業写真帳（すべて 1 台 1 台において写真撮影）
- ・ 修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

### 2. 1. 4 （注意事項）

次のとおりとする。

(1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。

(2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。

(3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。

- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

#### 2. 1. 5（点検結果の報告）

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 全熱交換器・顕熱交換機保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されている全熱交換器・顕熱交換機に必要な点検、及び各部品の交換を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版) 及び建築保全業務報告書作成の手引き (最新版) に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 年 1 回本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (3) 保守点検測定作業
  - ・目視点検、聴感点検、絶縁測定、臭気点検等
  - ※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。
- (4) 斎場の運営に支障のないようフィルター清掃、エレメント清掃を適正な頻度ですること。ただし、年 1 回は必ず実施すること。
- (5) フィルター部材、エレメント部材を適正な頻度で交換すること。ただし、指定管理期間中に 1 回は必ず実施すること。
- (6) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。
- (7) 対象設備
  - ・別図のとおり
- (8) その他必要な作業

(9) 業務に含む部材

- |         |    |
|---------|----|
| ・ フィルター | 一式 |
| ・ エレメント | 一式 |
| ・ 雑材消耗品 | 一式 |

2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

(1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

- ・ 点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・ 点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
- ・ 修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。

なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。



## 排気ファン・給気ファン保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一 般 事 項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特 記 事 項

#### 第 1 節 概 要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されている排気ファン・給気ファン(搬送ファン含む)に必要な点検、及び各部品の交換を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版)及び建築保全業務報告書作成の手引き(最新版)に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 年 1 回本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (3) 保守点検測定作業
  - ・送風機全体目視点検及び騒音確認、振動確認
  - ・モーターとファンの騒音確認、振動確認
  - ・羽根車、パネル、吸音材の目視確認
  - ・端子台のねじ類ゆるみ確認※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。
- (4) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。
- (5) 対象設備
  - ・別図のとおり
- (6) その他必要な作業

### 2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

(1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

- ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
- ・修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

### 2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

(1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。

(2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。

(3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。

(4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。

(5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。

(6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

### 2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。

なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## オゾン脱臭装置保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されているオゾン脱臭装置に必要な点検、及び各部品の交換を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版) 及び建築保全業務報告書作成の手引き (最新版) に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 年 1 回本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (3) 保守点検測定作業
  - ・ 機器本体の点検及び清掃
  - ・ 年 1 回オゾンランプの交換 (部品含む)
  - ・ 年 1 回ファンの交換 (部品含む)※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。
- (4) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。
- (5) 対象設備
  - ・ 別図のとおり
- (6) その他必要な作業
- (7) 業務に含む部材
  - ・ オゾンランプ

一式

2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

- (1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）
- (2) 点検後の書類
  - ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
  - ・点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
  - ・修理計画、交換計画（必要があれば）
- (3) その他必要なもの

2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。

なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 給排水衛生設備保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されている給排水衛生設備に必要な点検、及び各部品の交換を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版) 及び建築保全業務報告書作成の手引き (最新版) に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 年 1 回本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (3) 給排水衛生設備等定期点検、部品取替交換作業
  - ・ 加圧給水ポンプユニット：日常点検、年 2 回定期点検
 

|               |            |
|---------------|------------|
| メカニカルシール取替え   | (年 1 回)    |
| Oリング・パッキン類取替え | (年 1 回)    |
| モーター軸受取替え     | (3 年に 1 回) |
| アキュムレーター取替え   | (3 年に 1 回) |
| 流量センサー取替え     | (3 年に 1 回) |
| 冷却ファン取替え      | (3 年に 1 回) |
| 圧力発信器取替え      | (5 年に 1 回) |
| チェック弁取替え      | (5 年に 1 回) |
| プリント基板取替え     | (5 年に 1 回) |
  - ・ 排水ポンプ：日常点検、年 2 回定期点検

|                    |         |
|--------------------|---------|
| ポンプ分解、清掃           | (4年に1回) |
| タービン油取替え           | (年1回)   |
| メカニカルシール取替え        | (2年に1回) |
| モーター軸受取替え          | (2年に1回) |
| インペラ取替え            | (4年に1回) |
| フロート取替え〈フロート付き〉    | (4年に1回) |
| リレー・電装品取替え〈フロート付き〉 | (4年に1回) |

・屋内消火ポンプ：日常点検、年2回定期点検

|               |         |
|---------------|---------|
| メカニカルシール取替え   | (3年に2回) |
| Oリング・パッキン類取替え | (年1回)   |
| モーター軸受取替え     | (3年に1回) |
| 圧力計・連成計取替え    | (3年に1回) |
| ボールタップ取替え     | (3年に1回) |
| チェック弁・フート弁取替え | (5年に1回) |
| 流量計取替え        | (5年に1回) |

・電気温水器、ガス給湯器：日常点検、年2回定期点検

・衛生器具・水栓器具類：日常点検、年2回定期点検

・配管及び付属品：日常点検

・配管ピット内設備、緊急排水槽設備（釜場、水槽水位計含む）：日常点検

上記の取替え周期は予防保全の目安であり、使用環境や運転条件により部品耐用年数が変わるため、斎場の運営に支障のないよう適正な頻度で行うこと。ただし、取替え周期の回数は必ず実施すること。

※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書等に従うこと。

(4) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。

(5) 対象設備

- ・別図のとおり

(6) その他必要な作業

(7) 業務に含む部材

○加圧給水ポンプユニット

|             |    |
|-------------|----|
| ・メカニカルシール   | 一式 |
| ・Oリング・パッキン類 | 一式 |
| ・玉軸受        | 一式 |
| ・アキュムレーター   | 一式 |
| ・流量センサー     | 一式 |
| ・ファン        | 一式 |
| ・圧力発信器      | 一式 |

|             |    |
|-------------|----|
| ・チェック弁      | 一式 |
| ・電装品        | 一式 |
| ○排水ポンプ      |    |
| ・タービン油      | 一式 |
| ・メカニカルシール   | 一式 |
| ・玉軸受        | 一式 |
| ・インペラ       | 一式 |
| ・フロートスイッチ   | 一式 |
| ・リレー・電装品    | 一式 |
| ○屋内消火ポンプ    |    |
| ・メカニカルシール   | 一式 |
| ・Ｏリング・パッキン類 | 一式 |
| ・玉軸受        | 一式 |
| ・圧力計・連成計    | 一式 |
| ・ボールタップ     | 一式 |
| ・チェック弁・フート弁 | 一式 |
| ・流量計        | 一式 |

※上記の取替え部品は主品目であり、それに関わる雑材料等を別途に含む。

#### 2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

- (1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）
- (2) 点検後の書類
  - ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
  - ・点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
  - ・修理計画、交換計画（必要があれば）
- (3) その他必要なもの

#### 2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確

認し、現状態に復元すること。

2. 1. 5（点検結果の報告）

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。



## 都市ガス設備保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されている都市ガス設備に必要な点検、及び各部品の交換を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版) 及び建築保全業務報告書作成の手引き (最新版) に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 年 1 回本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (3) 保守点検測定作業
  - ・ 機器本体の点検
  - ・ ガス緊急遮断装置操作盤のバッテリー取替え及び試験を 5 年に 1 回行う。  
※定期点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。
- (4) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。
- (5) 対象設備
  - ・ 別図のとおり
- (6) その他必要な作業
- (7) 業務に含む部材
  - ・ バッテリー

一式

### 2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

(1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

- ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
- ・修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

### 2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

(1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。

(2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。

(3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。

(4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。

(5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。

(6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

### 2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。

なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## プロパンガス設備保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 < 共通事項 > による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されているプロパンガス（以下「L P G」という。）設備に必要な点検、及び各部品の交換を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）及び建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 年 1 回本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (3) 保守点検測定作業
  - ・ L P G 供給設備定期自主検査及びベーパーライザー分解整備、試運転調整を 5 年に 1 回行う。
  - ・ その他、L P G 設備の機器等の運転確認は、「火葬炉設備と非常用発電機・L P G の連系確認業務」によるが、必要に応じて内容を調整し、点検に漏れの無いようにすること。
- (4) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。
- (5) 対象設備

- ・ 別図のとおり

- (6) その他必要な作業

(7) 業務に含む部材

- ・ 試運転用 L P G 5 0 k g ボンベ 一式

2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

(1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

- ・ 点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・ 点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
- ・ 修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。

なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 受水槽保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 < 共通事項 > による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

設置されている受水槽に必要な点検、及び各部品の交換を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版) 及び建築保全業務報告書作成の手引き (最新版) に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。また、岡山市簡易専用水道の取扱に係る指導指針及び水道法第 34 条の 2 によるものとする。
- (2) 年 1 回本体の設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (3) 保守点検測定作業
  - ・ 年に 1 回、槽内を高圧水洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム溶液等で消毒作業を行う。
  - ・ 槽内の清掃後は、飲料水水質検査を行う。
  - ・ 水槽の点検を定期的に行う。
  - ・ 定められた頻度で残留塩素の測定を行う。
  - ・ 年 2 回の適切な分析項目で定期的に水質検査を行うこと。  
「その他ビル管法に準ずる管理業務」の内容と調整し、漏れの無いようにすること。
  - ・ 受水槽ポンプ室内の機器、配管及び配管材料等の点検  
「給排水衛生設備保守点検業務」の内容と調整し、漏れの無いようにする

こと。

※点検の内容及び部品交換の目安は、製品の取扱説明書に従うこと。

(4) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。

(5) 対象設備

・別図のとおり

(6) その他必要な作業

(7) 業務に含む部材

・消耗品雑材料及び現場雑材料 一式

## 2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

(1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）

(2) 点検後の書類

・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）

・点検作業写真帳（すべてにおいて写真撮影）

・修理計画、交換計画（必要があれば）

(3) その他必要なもの

## 2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

(1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。

(2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。

(3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。

(4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。

(5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。

(6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

## 2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。

なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## フィルター・制気口等清掃業務 仕様書

- |   |         |                                                                                                                                                                                                     |
|---|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 内 容     | フィルター（制気口、ガラリチャンバー）、制気口（器具のない吹出口、吸込口を含む）、防虫網、防鳥網の清掃                                                                                                                                                 |
| 2 | 数 量     | 別図による。                                                                                                                                                                                              |
| 3 | 作 業 内 容 | <p>（１）制気口等の下の床面を養生する。</p> <p>（２）制気口等及びその周辺を除塵する。</p> <p>（３）制気口等(フィルター除く)及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。</p> <p>（４）フィルターを清掃する。</p>                                                                  |
| 4 | そ の 他   | <p>（１）清掃に必要な資機材に係る費用は指定管理者が負担すること。</p> <p>（２）清掃を行う日時は、斎場の運営および斎場利用者に支障が生じることの無いように設定すること。</p> <p>（３）斎場の運営および斎場利用者に支障が生じることの無いよう適正な頻度で清掃を行うこと。ただし年２回以上行うこと。</p> <p>（４）清掃に伴って生じた廃棄物は指定管理者が処分すること。</p> |

## 消防用設備等点検業務 仕様書

## 第 1 章 一 般 事 項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

## 第 2 章 特 記 事 項

## 第 1 節 保守点検調整

## 2. 1. 1 (目的)

本業務は岡山市北斎場の火災防止のため消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき消防用設備他の点検を行うものである。

## 2. 1. 2 (点検内容)

本業務の内容は下記のとおりとする。

|   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 1 | 消火器具設備点検     | 1 式 |
| 2 | 屋内消火栓設備点検    | 1 式 |
| 3 | ハロゲン化物消火設備点検 | 1 式 |
| 4 | 自動火災報知設備点検   | 1 式 |
| 5 | 非常警報設備点検     | 1 式 |
| 6 | 誘導灯設備点検      | 1 式 |
| 7 | 防火戸等点検       | 1 式 |
| 8 | 配線点検         | 1 式 |

点検機器については別図及び別添：点検内容による。

※ 1 ハロゲン化物消火設備については危険物の規制に関する規則第 33 条第 1 項第 1 号に係る消火設備(指定数量の 10 倍未満の為自主点検)

※ 2 防火戸等点検については建築基準法第 12 条の点検には該当していないため自主点検



### 2. 1. 3 (使用工具類)

本業務に使用する工具類は、十分な点検整備したものを準備すること。

## 第2節 その他

### 2. 2. 1 (点検基準・要領)

消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施すること。

ハロゲン化物消火設備については「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（平成3年5月29日 消防危第48号）」と同等の点検を実施すること。

防火戸等の点検は外観点検及び作動確認とする。

また、各機器の内・外部清掃を実施すること。

### 2. 2. 2 (点検・報告)

- 1 6カ月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検を行うこと。
- 2 作業は友引の日に実施するものとする。
- 3 点検内容1～2，4～6及び8の報告書については、岡山市消防局指定の様式にて作成すること。
- 4 点検内容3の報告書については、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（平成3年5月29日 消防危第48号）」指定の様式にて作成すること。
- 5 点検内容7の報告書については、機器名毎に点検結果を明記すること。
- 6 点検により不良箇所等を発見した場合は、速やかに岡山市へ報告すること。  
また、修繕については、「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 6施設等の修繕に関する事項による。
- 7 点検作業写真帳を作成すること。（機器一種につき1枚程度）
- 8 指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。  
「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3管理の基準に関する事項 (4)事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理，保守点検に関する業務＜共通事項＞により提出した書類は副本を保管するものとする。

### 2. 2. 3 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、岡山市が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

別添：点検内容

|   |                      |         |
|---|----------------------|---------|
| 1 | 消火器具設備点検             | 1 式     |
|   | A B C 粉末消火器    1 0 型 | 4 9 本   |
|   | A B C 粉末消火器    5 0 型 | 3 本     |
| 2 | 屋内消火栓設備点検            | 1 式     |
|   | 水源                   | 1 式     |
|   | 加圧送水装置               | 1 式     |
|   | 制御盤                  | 1 面     |
|   | 消火栓箱                 | 1 6 台   |
|   | 手動起動装置               | 1 6 組   |
|   | 表示灯                  | 1 6 台   |
|   | 放水口                  | 1 6 台   |
|   | 放水試験                 | 1 式     |
|   | 常用電源                 | 1 式     |
| 3 | ハロゲン化物消火設備点検         | 1 式     |
|   | ハロンガス容器              | 3 本     |
|   | 不還弁                  | 1 台     |
|   | 手動起動操作箱              | 1 個     |
|   | スピーカー                | 1 個     |
|   | 制御盤                  | 1 台     |
|   | ハロン 1 3 0 1 放出表示灯    | 2 個     |
|   | ハロン 1 3 0 1 放出表示回転灯  | 1 個     |
|   | 電源装置                 | 1 台     |
|   | ハロン 1 3 0 1 噴射ヘッド    | 2 個     |
|   | ガス圧ダンパー              | 5 個     |
|   | 熱感知器（定温式スポット）        | 3 個     |
|   | 放出試験                 | 1 式     |
| 4 | 自動火災報知設備点検           | 1 式     |
|   | 複合 GR 型受信機           | 1 台     |
|   | 表示器                  | 2 台     |
|   | 自動試験機能付き煙感知器         | 1 0 0 個 |
|   | 自動試験機能付き熱感知器         | 1 7 4 個 |
|   | ガス漏れ検知器              | 1 3 個   |
|   | 発信機 R 型              | 1 6 個   |
|   | 表示灯                  | 1 6 個   |
|   | 消火栓起動連動装置            | 1 式     |
|   | 常用電源                 | 1 式     |

|   |                 |         |
|---|-----------------|---------|
|   | 予備電源（蓄電池）       | 1 式     |
| 5 | 非常警報設備点検        | 1 式     |
|   | 増幅器出力           | 1 台     |
|   | スピーカー回線         | 1 式     |
|   | スピーカー           | 1 4 7 個 |
|   | カトリレー           | 3 台     |
|   | 常用電源            | 1 式     |
|   | 非常電源（蓄電池）       | 1 式     |
| 6 | 誘導灯設備点検         | 1 式     |
|   | 誘導灯             | 4 5 個   |
|   | 光警報装置           | 1 0 台   |
|   | 光警報制御装置         | 1 台     |
|   | 総合作動試験          | 1 式     |
| 7 | 防火戸等点検          | 1 式     |
|   | シャッター煙連動 電動巻上げ式 | 2 面     |
|   | 防火扉             | 2 9 台   |
|   | 可動垂れ壁 煙連動 垂直式   | 2 面     |
| 8 | 配線点検            | 1 式     |

## エレベーター保守点検業務 仕様書

## 第 1 章 一 般 事 項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理、保守点検に関する業務 <共通事項>による。

## 第 2 章 特 記 事 項

## 第 1 節 概 要

## 2. 1. 1 (業務目的)

岡山市岡山北斎場のエレベーターが、正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

## 2. 1. 2 (対象設備)

建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版)に基づき、次のエレベーター(以下「対象設備」という。)の保守点検業務を行うものとする。

(詳細は別表 1)

ア 日立製 機械室レスエレベーター UAP-13-C060 1 基

## 2. 1. 3 (業務内容)

(1) 次のとおり対象設備を 24 時間遠隔監視し、異常や不具合発生時には、出動又は対策などの対応を行うものとする。

## 1) 遠隔機器点検(リモート点検)

ア 年間を通じて 24 時間体制で対象設備を停止することなく、別表 2 の項目について遠隔機器点検を行い、定期的に報告すること。

イ 対象設備の運行状態を常時記録し、その記録を収集して定期的に対象設備を構成する機器及び運転機能を点検すること。なお、エレベーターに変調が発生した場合には、即座に技術者が機器の状態を確認し、必要に応じて迅速な処置を行うこと。

ウ 対象設備の運行状況を定期的に報告すること。

## 2) 遠隔異常監視

対象設備のリモート点検装置から、別表 3 の項目について異常通報を受信した時には適切な処置をとること。

(2) 定期点検作業は次のとおりとする。

1) 保守点検

3ヶ月に1回以上、別表4の項目について、目視にて作動状態確認、摩擦・さび及び腐食による劣化の確認、汚れ確認、漏水確認、異常音確認を行うこと。

2) 精密点検

年1回以上、エレベーター全般の精密検査を行うとともに、安全装置の機能試験を行い、報告書を提出すること。

2. 1. 4 (費用負担)

- (1) 保守点検業務等に必要な消耗品は、すべて指定管理者の負担とする。
- (2) 機器の破損又は部品（ビスその他小部品を除く）の取替えの必要がある場合は、岡山市の承諾を受けてから行うものとする。
- (3) 作業によって発生する撤去品及び機材は、指定管理者の責任で適切に処分するものとする。
- (4) 次の事項は軽微なものを除き本業務の範囲外とする。
  - 1) 意匠部分の塗装、メッキ直し、修理及び部品取替
  - 2) 巻上機、電動機、制御盤等の機器の一式及び部品の取替
  - 3) 修理又は取替えの装置を搬出入に必要な建築関連の工事
  - 4) 昇降路周壁及び建屋部分の改修
  - 5) 諸法規の改正又は官公署の命令及び指導により発生する修理又は取替
  - 6) 指定管理者の不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替
  - 7) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧
  - 8) 諸法規の改定又は官公署の命令及び指導による検査、装置、機器及び部品の改造、新型への取替、新規取付

2. 1. 5 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

- (1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）
- (2) 点検後の書類
  - ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
  - ・点検作業写真帳
  - ・修理計画、交換計画（必要があれば）
- (3) その他必要なもの

2. 1. 6 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬炉業務に支障のないよう行うこと。

- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

## 2. 1. 7（点検結果の報告）

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 2. 1. 8（修繕提言）

- (1) 別表 5 に掲げる項目については、耐用年数及び運転時間等を考慮し、修理計画書を作成すること。
- (2) 諸法規の改正又は官公署の命令及び指導により発生する修理又は取替につき、すみやかに修理計画を立案しなければならない。

別表 1

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
|                   | UAP-13-C060           |
| 形式                | 交流乗用                  |
| 非常用               | 無                     |
| 身体障害者用<br>（車椅子仕様） | 有                     |
| 遠隔点検機能付           | 有                     |
| 停止階数              | 2                     |
| 積載量（kg）           | 900                   |
| 速度（m/分）           | 60                    |
| 地震時管制運転装置         | 有（P波及びS波感知）（リスタート機能付） |
| 火災時管制運転           | 有                     |
| 自家発管制運転装置         | 無                     |
| 停電時自動着床装置         | 有                     |
| オートアナウンス装置        | 有                     |
| 故障自動通報システム        | 有                     |
| 普通群管理方式           | 無                     |
| 防犯カメラ             | 有                     |

別表 2

| 点検項目     |        | 点検内容              |
|----------|--------|-------------------|
| 制御関連機器   | 室内環境   | 機器温度              |
|          | 巻上機    | ブレーキ動作状態          |
|          | 制御盤    | 接触器・制御機器動作状態      |
| かご関連機器   | かごの戸   | 戸の開閉・ドアスイッチ動作状態   |
|          | かご制御盤  | 押ボタン動作状態          |
|          | 照明灯    | 点灯状態              |
|          | 外部連絡装置 | インターホン電源電圧状態      |
|          | 停電灯    | 点灯状態              |
| 乗場関連機器   | 乗場の戸   | 戸の開閉・ドアスイッチ動作状態   |
|          | 乗場押ボタン | 動作状態              |
| 昇降路内関連機器 | 安全スイッチ | 動作状態              |
| 運転性能     |        | 起動・加速・一定速・減速・着床状態 |

別表 3

|               |              |          |         |
|---------------|--------------|----------|---------|
| 閉じ込め故障（かご内通話） | 起動不能故障       | かご着床異常   | ドア開閉異常  |
| 電源系統異常        | リモート点検装置電源異常 | 制御関連機器異常 | 接触器動作状態 |
| 走行異常          | 安全装置動作異常     | 運転性能異常   |         |

別表 4

|         |                |                 |         |
|---------|----------------|-----------------|---------|
| 制御駆動装置他 | かご室（戸，照明，てすり等） | 乗場（ボタン，表示灯，敷居等） | 昇降路・ビット |
| かご廻り    | 意匠清掃（随時）       |                 |         |

別表 5

|            |                  |                  |
|------------|------------------|------------------|
| 巻上機        | ギア取替             | 軸受取替             |
|            | 歯当り調整            | ブレーキライニング（パッド）取替 |
|            | ブレーキシュー取替        | ブレーキディスク（ホイール）取替 |
|            | ブレーキプランジャー取替     | ブレーキスリプ取替        |
|            | ブレーキコイル取替        | オイルシール取替         |
|            | 油切り片取替           | シーブ軸取替           |
|            | シーブ溝削正           | シーブ取替            |
|            | ギヤオイル交換          | 防振ゴム取替           |
| そらせ車，頂部返し車 | シーブ溝削正           | 軸受取替             |
| 調速機及び張車    | 軸受取替             | シーブ取替            |
| かご枠        | 防振ゴム取替           |                  |
| 吊り車        | 軸受取替             | 吊り車取替            |
| 非常止め装置     | フリクションダンパー取替     |                  |
| ガイドシュー     | シュー（ローラー）取替      |                  |
| 給油器        | 給油器取替            |                  |
| かご戸装置      | ドアレール取替          | レバー機構取替          |
|            | リトラクタブルベーン取替     | 網カケ滑車取替          |
|            | 連動ロープ（ベルト）取替     |                  |
| ドアマシン      | プーリ（スプロケット）取替    | 駆動チェーン（ベルト）切詰・取替 |
|            | 軸受取替             | 位置スイッチ取替         |
|            | ドアモーター取替         |                  |
| かご・乗場      | ドアハンガー組立取替       |                  |
| ゲートスイッチ    | ゲートスイッチ取替        |                  |
| セーフティシュー   | キャプタイヤコード取替      | アーム（接触棒含む）取替     |
| 乗場戸装置      | ドアレール取替          | 全域クローザー取替        |
|            | 戸の引き手（ローラー）取替    | 連動ロープ取替          |
|            | 網カケ滑車取替          |                  |
| インターロック    | インターロック取替        |                  |
| 緩衝器        | 作動油取替            | 油圧緩衝器用スプリング取替    |
| メインロープ     | メインロープ切詰・取替      |                  |
| ガバナロープ     | ガバナロープ切詰・取替      |                  |
| つり合ロープ・鎖   | つり合ロープ（鎖含む）切詰・取替 |                  |
| 巻上（ポンプ）電動機 | 軸受取替             |                  |
| 受電盤        | N Fブレーカ取替        |                  |
| 制御盤        | リレー本体取替          | 半導体プリント板取替       |
|            | コンデンサ取替          | インバータ取替          |
|            | コンバータ取替          | 整流器取替            |



|                              |             |                   |                           |
|------------------------------|-------------|-------------------|---------------------------|
|                              |             | 変圧器取替             | 安定化電源取替                   |
| はかり装置                        |             | 差動トランス取替          |                           |
| 各種昇降路内スイッチ                   |             | 終点スイッチ取替          | 着床装置取替                    |
| 外部連絡装置電源                     |             | 外部連絡装置電源（停電装置を含む） |                           |
| パルスタコ・エンコーダ                  |             | エンコーダ取替           |                           |
| 移動ケーブル・電線                    |             | プロテクター取付・補修       | かごまわり配線取替                 |
|                              |             | 移動ケーブル取替          | その他ケーブル取替                 |
| 換気装置                         |             | ファンオーバーホール・取替     |                           |
| ヒューマンドアセンサ                   |             | ヒューマンドアセンサ取替      |                           |
| 付<br><br>加<br><br>装<br><br>置 | 停電時管制運転装置   | リレー取替             | バッテリー取替                   |
|                              | 火災時管制運転装置用  | リレー取替             |                           |
|                              | 音声合成アナウンス装置 | 半導体ユニット取替         | バッテリー取替                   |
|                              |             | スピーカー取替           |                           |
|                              | 超音波ドアセンサ    | 超音波ドアセンサ取替        |                           |
|                              | マルチビームドアセンサ | マルチビームドアセンサ取替     |                           |
|                              | 光電式ドアセンサ    | 光電式ドアセンサ取替        |                           |
|                              | 地震感知器       | 地震感知器取替           |                           |
|                              | 車椅子仕様       |                   |                           |
| 消耗部品                         |             | 可動・固定コンタクト        | ヒューズ                      |
|                              |             | 抵抗管               | Vベルト                      |
|                              |             | 油芯（繊維）            | ドアシュー（戸の脚）                |
|                              |             | 照明用ランプ・スターター      | インジケータ用ランプ                |
|                              |             | 操作盤・乗場押ボタン用ランプ    | 停電灯用ランプ                   |
|                              |             | 点検用オイル・グリス類       | ウエス・サントパーパー・ビス・ナット・ワッシャー類 |
| その他                          |             | エレベーター運行機能に関する修理  |                           |

## シャッター保守点検業務 仕様書

## 第 1 章 一 般 事 項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

## 第 2 章 特 記 事 項

## 第 1 節 概 要

## 2. 1. 1 (業務目的)

岡山市岡山北斎場に設置されている電動シャッター (防火・防煙・管理) が、安全かつ良好な機能を維持することを目的とし、点検、調整及び修理等を行うもの。

## 2. 1. 2 (業務内容)

建築保全業務共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版) に基づき、別図の電動シャッター (防火・防煙・管理) の下記点検項目について保守点検業務を行うものとする。

- (1) 外観点検
- (2) 機能点検
- (3) 総合点検

## 2. 1. 3 (定期点検)

年 2 回以上実施すること。

## 2. 1. 4 (費用負担)

- (1) 保守点検業務等に必要な消耗品は、すべて指定管理者の負担とする。
- (2) 機器の破損又は部品 (ビスその他小部品を除く) の取替えの必要がある場合は、岡山市の承諾を受けてから行うものとする。
- (3) 作業によって発生する撤去品及び機材は、指定管理者の責任で適切に処分するものとする。
- (4) 次の事項は軽微なものを除き本業務の範囲外とする。
  - 1) 意匠部分の塗装、メッキ直し、修理及び部品取替
  - 2) 修理又は取替えの装置を搬出入に必要な建築関連の工事
  - 3) 諸法規の改正又は官公署の命令及び指導により発生する修理又は

取替

- 4) 指定管理者の不注意、不適當な使用・管理により発生する修理又は取替
- 5) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧
- 6) 諸法規の改定又は官公署の命令及び指導による検査、装置、機器及び部品の改造、新型への取替、新規取付

#### 2. 1. 5 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

- (1) 業務作業計画書（概要、要領、対象設備など）
- (2) 点検後の書類
  - ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
  - ・点検作業写真帳
  - ・修理計画、交換計画（必要があれば）
- (3) その他必要なもの

#### 2. 1. 6 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬炉業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

#### 2. 1. 7 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 建築基準法第 12 条に準ずる点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

本施設は「建築基準法」第 12 条に規定する点検（以下、12 条点検という）が義務付けられている施設ではないが、12 条点検と同等の点検を行う。

##### 2. 1. 2 (業務責任者の配置)

本業務の実施にあたり、業務責任者（以下「責任者」という。）を 1 名選任し、配置すること。

なお、責任者は、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有し、かつ斎場の実情や様子を十分理解し、本業務を管理するために必要な知識、経験を有する者を選任すること。

責任者に異動等の変更が生じた場合は、変更した旨が分かるようにすること。  
この場合、引継を十分に行い、業務に支障をきたさないようにすること。

##### 2. 1. 3 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、12 条点検に準じて行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) 対象施設の間取り、設備等
  - ・別図のとおり
- (3) その他必要な作業

##### 2. 1. 4 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5 年間保存するものとする。

- (1) 業務作業計画書（概要、要領など）
- (2) 業務後の書類

- ・ 結果報告書（概要、結果、所見等）
- ・ 作業写真帳（状況写真撮影）

(3) その他必要なもの

#### 2. 1. 5 （注意事項）

次のとおりとする。

- (1) 業務実施日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 業務は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 業務中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 業務終了後、用品位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。
- (6) 業務は1 2 条点検に準じた周期で行うこと。

#### 2. 1. 6 （点検結果の報告）

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 火葬炉設備保守点検業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

日常の作業及び点検を充実させるため、普段できない隠蔽部、専門的技術を必要とする箇所の点検及び調整、部品等の交換を行い、円滑に火葬炉設備が作動することを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 火葬炉の性能及び機能を維持するため、火葬炉業務が安全かつ円滑に行われるよう、火葬炉及び関連設備の運転, 監視, 点検, 保守, 修繕, 交換, 調整等を実施すること。
- (2) 毎年、運転・監視業務、日常点検、巡視業務、定期点検、測定、整備業務等からなる火葬炉設備保守管理業務年間計画書を作成し、これに基づき計画的な火葬炉等の保守点検を実施する。
- (3) 火葬炉設備については年 1 回必要な点検、調整等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。
- (4) 毎月専門の職員による定期巡回点検、調整を行い異常の有無を確認すること。
- (5) 各機器に異常が発生した場合は、随時専門の職員を派遣し、点検、調整を行うこと。
- (6) 対象設備
  - ・火葬炉設備（全 14 炉：人体炉 12 炉、動物炉・胞衣炉 2 炉）※別図のとおり
- (7) セラミックの開いている箇所は目地埋めをすること。

(8) 年 1 回点検内容

・ 燃焼設備

| 項目        | 点 検 要 領                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主燃焼炉      | ①耐火材の破損・変形・摩耗の有無を点検する。<br>②ケーシングの破損・変形・焼損の有無、塗装状態を点検する。<br>③その他付属品の状態点検を行う。                                                                                                                 |
| 断熱扉       | ①耐火材の破損・変形・摩耗の有無を点検する。<br>②ケーシングの破損・変形・焼損の有無、塗装状態を点検する。<br>③ロック装置の密閉状態を点検する。                                                                                                                |
| 断熱扉開閉装置   | ①動作状態、異常音の有無を点検する。<br>②各リミットスイッチの固定状態、レバーの変形等の有無を点検する。                                                                                                                                      |
| 炉内台車      | ①耐火材の破損・変形・摩耗の有無を点検する。<br>②車輪の破損・変形・摩耗の有無<br>③動作状態、振動・異常音の有無を点検する。                                                                                                                          |
| 炉内台車移動装置  | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②動作状態、異常音の有無を点検する。<br>③各リミットスイッチの固定状態、レバーの変形等の有無を点検する。                                                                                                           |
| 主燃焼炉用バーナー | ①点火・消火の良否、火炎形状の状態を点検する。<br>②燃焼筒等の変形・焼損・割れ等の有無を点検する。<br>③フレイムロッドの煤等の付着・変形・焼損の有無を確認する。<br>④燃焼制御装置の動作状態、異常音の有無、リンケージロッドの取付状態を点検する。<br>⑤ガス遮断装置の動作状態、異常音の有無を点検する。<br>⑥バーナー傾動装置の動作状態、異常音の有無を点検する。 |
| 再燃焼炉      | ①耐火材の破損・変形・摩耗の有無を点検する。<br>②ケーシングの破損・変形・焼損の有無、塗装状態を点検する。<br>③その他付属品の状態点検を行う。                                                                                                                 |
| 再燃焼炉用バーナー | ①点火・消火の良否、火炎形状の状態を点検する。<br>②燃焼筒等の変形・焼損・割れ等の有無を点検する。<br>③フレイムロッドの煤等の付着・変形・焼損の有無を確認する。<br>④燃焼制御装置の動作状態、異常音の有無、リンケージロッドの取付状態を点検する。                                                             |

|            |                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | ⑤ガス遮断装置の動作状態、異常音の有無を点検する。                                                                     |
| 燃焼用空気送風機   | ①運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>②ケーシングの腐食・摩耗・損傷の有無を点検する。<br>③取付ボルトの緩みの有無を点検する。                      |
| 二次燃焼用送風機   | ①運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>②ケーシングの腐食・摩耗・損傷の有無を点検する。<br>③取付ボルトの緩みの有無を点検する。                      |
| 台車車輪冷却送風機  | ①運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>②ケーシングの腐食・摩耗・損傷の有無を点検する。                                            |
| 燃焼用空気配管    | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②エアー漏れの有無を点検する。                                                    |
| ガス用配管      | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ガス漏れの有無を点検する。<br>③配管、パイロット弁、流量計の動作異常の有無を点検する。<br>④その他付属品の状態点検を行う。 |
| 燃焼用空気制御ダンパ | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ダンパの動作状態を点検する。<br>③コントロールモーターの動作状態、異常音の有無、リンケージロッドの取付状態を点検する。     |

・通風設備

| 項目       | 点 検 要 領                                                                                           |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 排風機      | ①運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>②ケーシングの腐食・摩耗・損傷の有無を点検する。<br>③取付ボルトの緩みの有無を点検する。<br>④振動測定を記録し、過去の記録と比較する。 |
| 炉内圧力制御装置 | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ダンパの動作状態を点検する。<br>③コントロールモーターの動作状態、異常音の有無、リンケージロッドの取付状態を点検する。         |
| 誘引圧力制御装置 | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ダンパの動作状態を点検する。<br>③コントロールモーターの動作状態、異常音の有無、リンケージロッドの取付状態を点検する。         |
| 煙道       | ①耐火材の破損・変形・摩耗の有無を点検する。<br>②ケーシングの破損・変形・焼損の有無を点検する。                                                |



|                   |                                                                                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 排気筒               | ①ケーシング、排ガス導入部、拡散装置、保温材の破損・変形・焼損の有無を点検する。                                                                                       |
| 排ガスダクト            | ①ケーシングの破損・変形・焼損の有無、塗装状態を点検する。                                                                                                  |
| 排ガス処理設備<br>バイパス装置 | ①ケーシングの破損・変形・焼損の有無、塗装状態を点検する。<br>②運転切替ダンパの外観の破損・変形の有無、動作状態を点検する。<br>③パワーシリンダーの動作状態、異常音の有無、取付状態を点検する。<br>④耐火材の破損・変形・摩耗の有無を点検する。 |
| 非常時他系列間<br>バイパス装置 | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ダンパの動作状態を点検する。<br>③コントロールモーターの動作状態、異常音の有無、リンケージロッドの取付状態を点検する。<br>④耐火材の破損・変形・摩耗の有無を点検する。            |
| 非常時冷却<br>空気制御ダンパ  | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ダンパの動作状態を点検する。<br>③コントロールモーターの動作状態、異常音の有無、リンケージロッドの取付状態を点検する。                                      |

・冷却設備

| 項目         | 点 検 要 領                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 排ガス冷却器     | ①耐火材の破損・変形・摩耗の有無を点検する。<br>②ケーシングの破損・変形・焼損の有無、塗装状態を点検する。<br>③その他付属品の状態点検を行う。                       |
| 排ガス冷却用送風機  | ①運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>②ケーシングの腐食・摩耗・損傷の有無を点検する。<br>③取付ボルトの緩みの有無を点検する。<br>④振動測定を記録し、過去の記録と比較する。 |
| 排ガス温度制御ダンパ | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ダンパの動作状態を点検する。<br>③コントロールモーターの動作状態、異常音の有無、リンケージロッドの取付状態を点検する。         |
| 冷却空気ダクト    | ①ケーシングの破損・変形・焼損の有無、塗装状態を点検する。                                                                     |

・排ガス処理設備

| 項目                | 点 検 要 領                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集じん装置             | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ろ布の破損・変形・摩耗の有無を点検及び、目詰まりの有無を点検し、必要に応じて清掃を行う。<br>③差圧測定用機器、エア機器ユニット関連機器、ヒーター等の動作状態を点検する。<br>④その他付属品の状態点検を行う。                                                                                                                                        |
| 集じん灰排出装置          | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②各リミットスイッチの固定状態、レバーの変形等の有無を点検する。<br>③真空電動弁の動作状態を点検する。                                                                                                                                                                                              |
| 触媒装置              | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②触媒の破損・変形の有無を点検し、必要に応じて清掃を行う。                                                                                                                                                                                                                      |
| 水銀対策設備            | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>③ダンパ・バルブ類の動作状態を点検する。                                                                                                                                                                                                     |
| 空気圧縮機             | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>③吸込みろ過器の汚れ、目詰まりを清掃する。<br>④取付ボルトの緩みの有無を点検する。<br>⑤ドレンコック・ナイロンチューブの目詰まりを点検し、必要に応じて清掃する。<br>⑥逃し弁・電磁弁・電磁開閉器の動作状態を点検する。<br>電磁開閉器は、接点摩耗を確認する。<br>⑦エアドライヤーの各種点検を行い、必要に応じて清掃する。<br>⑧油量計により残量の確認、稼働時間を記録する。<br>※必要に応じたメーカー点検を実施する。 |
| 空気層               | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②圧力計・圧力スイッチ・フィルター・ドレントラップの動作状態を点検する。                                                                                                                                                                                                               |
| 吸込ダクト・接続ダクト・排気ダクト | ①ケーシングの破損・変形・焼損の有無、塗装状態を点検する。                                                                                                                                                                                                                                                 |

・付帯設備

| 項目    | 点 検 要 領                                          |
|-------|--------------------------------------------------|
| 炉前化粧扉 | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②開閉装置の状態、異常音の有無を点検する。 |

|               |                                                                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前室            | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②前室照明の点灯の有無を点検する。                                                                                       |
| 前室用ダクト        | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。                                                                                                            |
| 残骨灰吸引装置       | ①ケーシングの外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ろ布の破損・摩耗・目詰まりの有無を点検する。<br>③運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>④電源操作盤の端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。                  |
| 集じん灰吸引装置      | ①ケーシングの外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②ろ布の破損・摩耗・目詰まりの有無を点検する。<br>③運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。<br>④電源操作盤の端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。                  |
| 残骨灰・集じん灰吸引口   | ①外観の破損・変形の有無を点検する。                                                                                                                 |
| 霊砂分離機         | ①ケーシングの外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②運転の状態、振動・異常音の有無を点検する。                                                                            |
| 柙運搬車（予備含む）    | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②駆動部の作動状態、異常音の有無を点検する。<br>③バッテリー液の充填状態を確認し、必要に応じてバッテリー液の補充を行う。                                          |
| 炉内台車運搬車（予備含む） | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②収骨用台車上での炉内台車の固定状態、台車搬送装置との接続状態を点検する。<br>③駆動部の作動状態、異常音の有無を点検する。<br>④バッテリー液の充填状態を確認し、必要に応じてバッテリー液の補充を行う。 |
| 遺体保冷库         | ①外観の破損・変形の有無を点検する。<br>②冷却機能の動作確認、異常音の有無を点検する。                                                                                      |
| 動物用冷蔵庫        | ①外観の破損・変形の有無を点検する。<br>②冷却機能の動作確認、異常音の有無を点検する。                                                                                      |
| 可搬式予備バーナー     | ①外観の破損・変形の有無を点検する。<br>②燃焼筒等の変形・焼損・割れ等の有無を点検する。<br>③バーナー傾動装置の動作状態、異常音の有無を点検する。<br>④その他付属品の状態点検を行う。                                  |

・電気計装設備

| 項目         | 点 検 要 領                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 動力制御盤      | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②盤内機器の取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の有無を点検する。<br>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。<br>④表示灯の点灯状態を点検する。<br>⑤年1回各マグネット2次側の絶縁抵抗測定、電流測定を行う。 |
| 炉操作盤       | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②タッチパネルの取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の有無を点検する。<br>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。                                                   |
| 火葬炉制御盤     | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②盤内機器の取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の有無を点検する。<br>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。<br>④表示灯の点灯状態を点検する。<br>⑤年1回各マグネット2次側の絶縁抵抗測定、電流測定を行う。 |
| 動物炉・胞衣炉制御盤 | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②盤内機器の取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の有無を点検する。<br>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。<br>④表示灯の点灯状態を点検する。<br>⑤年1回各マグネット2次側の絶縁抵抗測定、電流測定を行う。 |
| 中央監視装置     | ①外観の破損・変形の有無を点検する。<br>②モニタリング状態の異常の有無を点検する。<br>③年1回メーカー点検を行う(システム・ネットワーク状況・機能)を点検する。                                                     |
| 遠隔監視設備     | ①中央監視装置のモニタリング状態が日常監視できる状況であるか点検する。                                                                                                      |
| 共通機器盤      | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②盤内機器の取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の有無を点検する。<br>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。<br>④表示灯の点灯状態を点検する。<br>⑤年1回各マグネット2次側の絶縁抵抗測定、電流測定を行う。 |
| 前室操作盤      | ①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。<br>②盤内機器の取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の                                                                                      |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>有無を点検する。</p> <p>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。</p> <p>④表示灯の点灯状態を点検する。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 炉前操作盤                 | <p>①外観の破損・変形の有無を点検する。</p> <p>②表示灯の点灯状態を点検する。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| 集じん装置制御盤              | <p>①外観の破損・変形の有無を点検する。</p> <p>②盤内機器の取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の有無を点検する。</p> <p>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。</p> <p>④表示灯の点灯状態を点検する。</p>                                                                                                                                                      |
| 水銀対策設備操作盤             | <p>①外観の破損・変形の有無を点検する。</p> <p>②盤内機器の取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の有無を点検する。</p> <p>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。</p> <p>④表示灯の点灯状態を点検する。</p>                                                                                                                                                      |
| 主燃焼炉バーナー操作箱           | <p>①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。</p> <p>②動作状態を点検する。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 無停電電源装置               | <p>①外観の破損・変形の有無を点検する。</p> <p>②バッテリー表示状態を点検する。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| 酸素濃度計                 | <p>①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。</p> <p>②サンプリング配管の漏れの有無を点検する。</p> <p>③測定値の異常の有無を点検する。</p> <p>④校正ボンベの残圧を確認する。</p> <p>※必要に応じたメーカー点検を実施する。</p>                                                                                                                                      |
| 排煙濃度計                 | <p>①外観の破損・変形の有無を点検する。</p> <p>②投光器の本体及び電球の点灯有無を点検する。</p> <p>③フィルタ組立のレンズを清掃する。</p> <p>④指示警報器の作動状況を点検する。</p>                                                                                                                                                                  |
| CO/O <sub>2</sub> 濃度計 | <p>①外観の破損・変形の有無、塗装状態を点検する。</p> <p>②盤内機器の取付状態、過熱・変色及び異臭・異音の有無を点検する。</p> <p>③端子の変色、発錆、緩みの有無を点検する。</p> <p>④サンプリング配管の漏れの有無を点検する。</p> <p>⑤各測定値の異常の有無を点検する。</p> <p>⑥各内部機器の状態を点検する。</p> <p>⑦校正ボンベの残圧を確認する。</p> <p>⑧ガス導管・フィルタ等の汚れ程度を点検し、必要に応じて洗浄する。</p> <p>※必要に応じたメーカー点検を実施する。</p> |

|                      |                                       |
|----------------------|---------------------------------------|
| 感震器                  | ①外観の破損・変形の有無を点検する。<br>②作動状態を点検する。     |
| 積層回転灯                | ①外観の破損・変形の有無を点検する。<br>②表示灯の点灯状態を点検する。 |
| 排気筒監視カメラ<br>及びモニター設備 | ①外観の破損・変形の有無を点検する。<br>②作動状態を点検する。     |

(9) その他

- ・「(別紙24)清掃等業務仕様書」に含まない部屋は、本業務にて部屋の用途、内装仕上げに応じた清掃（モップ掛け、雑巾掛け、箒履き、掃除機掛け等）を適切に行い清潔に保つこと。

2. 1. 3 （記録の保存）

指定管理者が実施した点検結果の記録等は、5年間保存するものとする。

(1) 業務作業計画書（概要、実施要領・判定要領、方針、業務工程など）

(2) 点検後の書類

- ・点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
- ・点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
- ・修理計画、交換計画

(3) その他必要なもの

2. 1. 4 （注意事項）

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、協議の上決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。
- (6) 他の消耗品、交換部品は、点検費には含まず別途とすること。

2. 1. 5 （点検結果の報告）

点検終了後は、速やかに点検結果報告書、点検作業写真帳及び修理計画、交換計画を提出し、岡山市に十分な説明をすること。

## 火葬炉設備と非常用発電機・LPGの連系確認業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

火葬炉設備において、電力の供給されない緊急時に備え、疑似的に火葬炉運転状態で停電させて非常用発電機と火葬炉運転に支障がないことを確認する。また、都市ガスが供給されない緊急時に備え、代替燃料であるプロパンガス（以下「LPG」という。）を火葬炉設備へと供給するための適切な切替え操作を行うとともに、代替燃料での火葬炉運転に支障がないことを確認する。

そして、設置されているLPG設備に必要な点検を適切におこない、本来の機能を満たすべく清掃、設定、調整、動作の確認により施設の運営に支障が出ないことを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 年 1 回必要な確認、調整等を行い、緊急時には円滑に対応できるようにすること。

(2) 火葬炉設備と非常用発電機の連系確認手順

##### ・時期

自家用電気工作物保安管理業務の年次点検における停電作業に合わせて行う。

ただし、別の時期で作業をする場合は、岡山市と協議の上、決定する。

##### ・手順

1. 事前準備・確認事項

2. 停電による設備の停電中の信号受信を確認する。

3. 発電機による給電状態確認（全炉）

4. 火葬炉設備及び運営支援システムの正常状態確認
5. 火葬炉設備をインターロックが掛かる台数まで順次運転する。  
(全炉)
6. 火葬炉設備及び運営支援システムの正常状態確認
7. 復電後の電源供給後、関連設備の正常状態確認
8. 着火テスト等を実施し火葬に支障ないことを確認

- ・使用材料

必要となるものを用意し、作業を行うこと。

(3) 火葬炉設備とL P Gの連系確認手順

- ・時期

休場日、または斎場の運転管理に支障がない日

- ・手順

1. 事前準備・確認事項
2. 都市ガスからL P Gへの切替え作業
3. 火葬炉による都市ガスからL P Gへの切替え設定
4. 火葬炉によるL P Gでの燃焼確認
5. 燃焼確認終了後のL P G減圧
6. L P Gから都市ガスへの切替え復旧作業
7. 火葬炉による都市ガスからL P Gへの切替え復旧設定

- ・使用材料

L P G 50 k g ボンベ 11本以上

その他、必要となるものを用意し、作業を行うこと。

(4) 連系確認に合わせてL P G設備を年1回、設定・状態確認及び必要な点検、調整、測定等を行い、各機器の円滑な作動を確保し、業務に支障のないようにすること。

(5) 5年に1回、「プロパンガス設備保守点検業務」にてL P G供給設備定期自主検査及びベーパーライザー分解整備、試運転調整を行うため、調整すること。

(6) 対象設備

- ・火葬炉設備（全14炉：人体炉12炉、動物炉・胞衣炉2炉）
- ・非常用発電設備及びL P G設備

2. 1. 3 （記録の保存）

指定管理者が実施した連系確認結果の記録等は、5年間保存するものとする。

(1) 連系確認前の書類

- ・業務作業計画書（概要、実施方針、業務工程など）

(2) 連系確認後の書類



- ・ 作業状況写真
  - ・ 連系確認結果報告書（概要、チェックリスト、所見等）
- (3) 点検後の書類
- ・ 点検結果報告書（概要、各設備点検表、所見等）
  - ・ 点検作業写真帳（すべて1台1台において写真撮影）
  - ・ 修理計画、交換計画（必要があれば）
- (4) その他必要なもの

#### 2. 1. 4 （注意事項）

次のとおりとする。

- (1) 他の業務との打合せをしっかりと行い、十分調整すること。
- (2) 本実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (3) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (4) 本実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (5) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (6) 保守点検終了後、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、現状態に復元すること。

#### 2. 1. 5 （点検結果の報告）

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 火葬炉排ガス測定業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 <共通事項>による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

火葬炉稼働時に大気等の公害防止に係る基準を満足していることの確認を目的とし、排ガスに含まれるダイオキシン類等の実態を把握するため、測定分析を行うものである。

##### 2. 1. 2 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。なお、試料採取及び測定分析にあたっては、人員、機器等全て受託者の手配によるものとする。

###### (1) 試料採取日時等

排ガス測定については、火葬炉全 1 4 炉の火葬スケジュール (1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 3 0 日と友引 (六曜の一つ) の日を除く) によるため、数日に分けた試料採取を実施可能とする。

なお、排ガスの試料採取前又は試料採取中に火葬停止等の不測の事態が発生した場合、改めて別の日時に試料採取を実施すること。

###### (2) 測定対象炉

火葬炉 1 4 炉うち各年 3 炉を対象とし、指定管理期間内に全炉の測定を行うこと

※測定する炉については、岡山市と協議することとする。

###### (3) 測定分析項目、調査地点、調査時期・頻度

表 1 のとおりとする。

###### (4) 試料採取場所等

試料採取は次の場所とする。なお、試料採取の際は、十分な飛散防止措置を講じること。

・排気筒出口（各火葬炉）・・・図1 参照

火葬棟の除塵機械室上段の排ガス測定口（床上約2.5m）

◆排気筒形状：φ800mm、測定口2箇所

◆測定口大きさ等：100A（2箇所）

(5) 基準値、測定分析方法

表2のとおりとする。

(6) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」

（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準ずること。

表1 測定分析項目、調査地点、調査時期・頻度

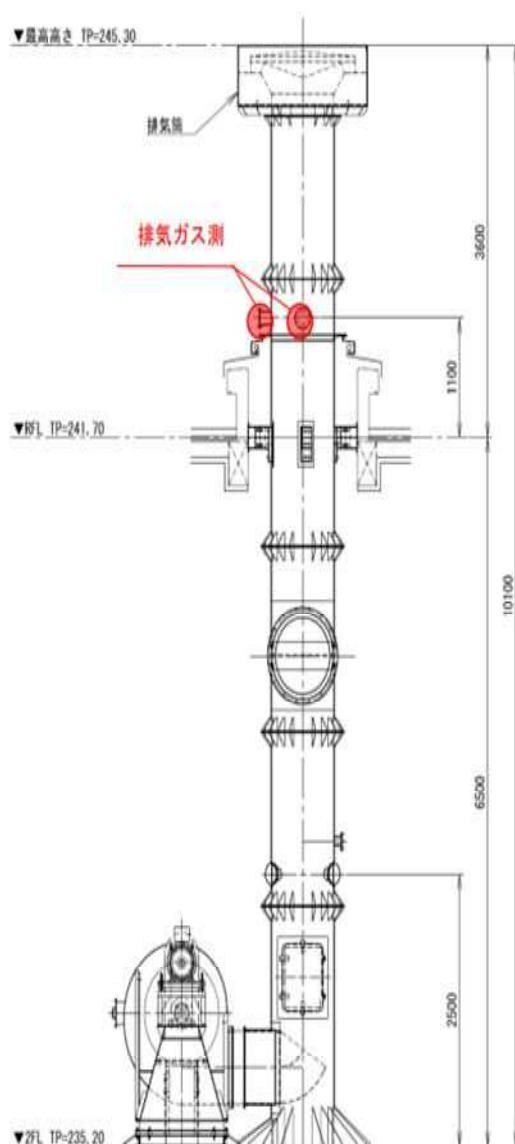
|       | 測定分析項目           | 調査地点       | 調査時期・頻度 |
|-------|------------------|------------|---------|
| 排ガス測定 | ダイオキシン類          | 各排気筒出口の3地点 | 火葬炉稼働中  |
|       | ばいじん             | 各排気筒出口の3地点 |         |
|       | 硫黄酸化物            | 各排気筒出口の3地点 |         |
|       | 窒素酸化物            | 各排気筒出口の3地点 |         |
|       | 塩化水素             | 各排気筒出口の3地点 |         |
|       | 全水銀（ガス状水銀＋粒子状水銀） | 各排気筒出口の3地点 |         |

表2 基準値、測定分析方法

| 測定分析項目  | 基準値                        | 測定分析方法                                                                 |
|---------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ダイオキシン類 | 0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則<br>（平成11年総理府令第67号）<br>・JIS K 0311 排ガス中のダイオキシン類の測定方法 |
| ばいじん    | 0.01g/m <sup>3</sup> N     | 大気汚染防止法施行規則<br>（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）<br>・JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方法     |
| 硫黄酸化物   | 30ppm                      | 大気汚染防止法施行規則<br>（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）<br>・JIS K 0103 排ガス中の硫黄酸化物分析方法      |
| 窒素酸化物   | 250ppm                     | 大気汚染防止法施行規則<br>（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）<br>・JIS K 0104 排ガス中の窒素酸化物分析方法      |
| 塩化水素    | 50ppm                      | 大気汚染防止法施行規則<br>（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）<br>・JIS K 0107 排ガス中の塩化水素分析方法       |

|     |                                     |                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全水銀 | $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ | <p>大気汚染防止法施行規則<br/>(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)</p> <p>●全水銀<br/>(ガス状水銀の濃度及び粒子状水銀の濃度の合計)</p> <p>・排出ガス中の水銀測定法 (H28年環境省告示 94 号)</p> <p>○ガス状水銀<br/>・ JIS K 0222 排ガス中の水銀分析方法</p> <p>○粒子状水銀<br/>・ JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方法</p> |
|-----|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

図 1 : 排気筒出口の場所



### 2. 1. 3 (記録の保存)

指定管理者が実施した点検結果の記録等は5年間保存するものとする。

- (1) 業務作業計画書（概要、実施要領・判定要領、対象設備など）
- (2) 点検後の書類
  - ・濃度計量証明書
  - ・分析結果報告書（環境計量士の記名・押印が必要）
  - ・測定結果一覧表（様式は監督員と協議）
  - ・測定結果（様式は監督員と協議）
  - ・試料採取方法及び測定分析方法
  - ・試料採取地点位置図
- (3) その他必要なもの

### 2. 1. 4 (注意事項)

次のとおりとする。

- (1) 点検作業日は、指定管理者で十分に打合せを行い決めるものとする。
- (2) 点検作業は、火葬業務に支障のないよう行うこと。
- (3) 業務実施に係る現場管理上の事故については、全て指定管理者の責任とする。
- (4) 点検中は、会葬者等の安全に十分配慮すること。
- (5) 交換の必要のある部品（分解により発生する部品）は、あらかじめ点検前に準備すること。

### 2. 1. 5 (点検結果の報告)

点検終了後に必要に応じて点検結果を報告し、岡山市に十分な説明をすること。  
なお、各書類について岡山市から依頼があった場合は、速やかに提出すること。

## 排水管・グリストラップ等清掃業務 仕様書

- |   |     |                                                                                                                                                                                                            |
|---|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 内 容 | 排水管、グリストラップ及びトラップ桝の清掃をする。                                                                                                                                                                                  |
| 2 | 数 量 | 別図による。                                                                                                                                                                                                     |
| 3 | 備 考 | (1) 清掃に必要な資機材（高圧洗浄車、吸引車等）は指定管理者が準備すること。<br>(2) 清掃に伴って生じた廃棄物は指定管理者が適正に処分すること。<br>(3) 斎場の運営および斎場利用者に支障が生じることの無いよう、また、排水の流れを妨げることの無いよう適正な頻度で清掃すること。<br>ただし年1回以上は必ず実施すること。<br>(4) 実施日時については、使用状況を鑑み、友引の日に行うこと。 |

## その他ビル管法に準ずる管理業務 仕様書

### 第 1 章 一般事項

「岡山市岡山北斎場管理業務仕様書」 3 管理の基準に関する事項 (4) 事業の実施に関する詳細事項 ②施設及び設備の維持管理, 保守点検に関する業務 < 共通事項 > による。

### 第 2 章 特記事項

#### 第 1 節 概要

##### 2. 1. 1 (業務概要)

本施設は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下、ビル管法という)における特定建築物に該当しないが、ビル管法における特定建築物と同等の管理(空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置等)をおこない、運営に際して衛生的で快適な環境を図ることを目的とする。

##### 2. 1. 2 (業務責任者の配置)

本業務の実施にあたり、業務責任者(以下「責任者」という。)を1名選任し、配置すること。

なお、責任者は、斎場の実情や様子を十分理解し、本業務を管理するために必要な知識、経験及び建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を選任すること。責任者に異動等の変更が生じた場合は、変更した旨が分かるようにすること。この場合、引継を十分に行い、業務に支障をきたさないようにすること。

##### 2. 1. 3 (業務内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書(最新版)及び建築保全業務報告書作成の手引き(最新版)に基づき行うもののほか、本仕様書記載事項によるものとする。
- (2) ビル管法等に基づく業務として建築物環境衛生管理基準に従って維持管理を通年行う。
  - ・「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術基準」に従った「空気環境の調整」、「給水の管理」、「排水の管理」、「清掃等」における他業務が行う作業状況の把握と結果確認を行う。





## 清掃等業務 仕様書

### 1 清掃箇所及び清掃面積

- (1) 清掃箇所及び清掃面積は、別紙「床面積・仕上げ表」「照明器具数量表」「ガラス面積表」及び別図に定めるところによる。

### 2 清掃内容

- (1) 日常清掃は、以下のとおりとする。

- ア 部屋の用途、床仕上げに応じた清掃（モップ掛け、雑巾掛け、箒履き、掃除機掛け等）を適切に行うこと。
- イ 待合室については使用後に次の利用者が快適に利用できるように清掃すること。
- ウ 告別棟については施設利用の終了後、次の利用者が快適に利用できるように清掃すること。
- エ ゴミ箱周辺の美化。
- オ ゴミ収集作業。
- カ その他、利用者が快適に利用できるよう、適宜美化に努めること。

- (2) 定期清掃は、以下のとおりとする。

- ア 部屋の用途、床仕上げに応じた清掃（表面洗浄、ワックス掛け、クリーニング等）を適切に行うこと。
- イ 年2回以上行うこと。

- (3) 特別清掃は、以下のとおりとする。

- ア ガラス（屋内、屋外）清掃 （拭き） 年3回以上。
- イ 照明（カバー含む）清掃 （拭き） 年2回以上。

### 3 ごみ収集運搬処理

斎場において発生したごみを市が指定した日（可燃ごみは週1回以上、カン・ビン等の資源化物は月1回以上）に収集運搬し、適正に処理を行うものとする。また、収集日については変更できるものとする。

なお、収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可を要するものとする。

### 4 作業時間

- (1) 日常清掃

- 従事する作業員を1人以上、斎場に常駐させるものとする。
- 毎日1回（火葬棟、待合棟は友引の日を除く）を原則として、午前8時30分から午後5時までの間に実施するものとする。
- トイレ清掃作業は原則として、毎日の午前中に実施するものとする。

(2) 定期清掃

- 従事する作業員を1人以上、斎場に常駐させるものとする。
- 実施日時、実施場所については、使用状況を鑑み、適切に行うこと。
- 火葬棟および待合棟については友引の日を実施すること。

(3) 特別清掃

- 従事する作業員は当該業務を1日で終了させるために必要な人数とする。
- 実施日時、実施場所については、使用状況を鑑み、友引の日に行うこと。

5 消耗品等

- 業務を行うために必要な費用で、次のものについては、岡山市の負担とする。

(1) 電気料金

(2) 水道料金

- この清掃に必要な機械器具及び消耗品、トイレにかかる消耗品（トイレットペーパー、石鹼液含む）の補充はすべて指定管理者の負担とする。

6 その他

- (1) 従事者は、常に服装を正し、清掃箇所を清潔、かつ、衛生的に清掃を行わなければならない。
- (2) 従事者は、常に言語、態度をよくし、他人に不快の感を与えないようにしなければならない。
- (3) 従事者は、業務上又はその他で知り得た市の業務に関する事項を他人にもらしてはならない。
- (4) 清掃内容についてはこの仕様書に加え、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）を参照すること。
- (5) この仕様書は、清掃等業務の大要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項等であっても、岡山市が斎場の美観、衛生の保持又は建物の管理上、必要と判断し、指定管理者に依頼した軽微な作業については、指定管理者は自己の責任と判断に従い、契約金額の範囲内で実施するものとする。

＜床面積・仕上げ表＞

| 棟・階     | 部屋名         | 面積                    | 床仕上げ    |
|---------|-------------|-----------------------|---------|
| 火葬棟 1 階 | 風除室(到着ホール)  | 235.94 m <sup>2</sup> | 花崗岩 J&P |
|         | エントランスホール   | 332.94 m <sup>2</sup> | 花崗岩 J&P |
|         |             | 166.51 m <sup>2</sup> | フローリング  |
|         | 見送りホール(1)   | 50.08 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 見送りホール(2)   | 50.08 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 見送りホール(3)   | 50.08 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 見送りホール(4)   | 50.08 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 炉前ホール(1)    | 151.14 m <sup>2</sup> | 花崗岩 J&P |
|         | 炉前ホール(2)    | 149.50 m <sup>2</sup> | 花崗岩 J&P |
|         | 収骨準備室(1)    | 30.06 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 収骨準備室(2)    | 30.06 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 収骨室(1)      | 48.96 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 収骨室(2)      | 48.96 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 収骨室(3)      | 48.96 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 収骨室(4)      | 48.96 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 霊安室         | 40.95 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 動物用受付       | 4.83 m <sup>2</sup>   | 花崗岩 J&P |
|         | 動物用告別室      | 24.24 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P |
|         | 動物用冷蔵庫置場    | 5.38 m <sup>2</sup>   | 花崗岩 J&P |
|         | 動物用告別室専用トイレ | 1.97 m <sup>2</sup>   | 花崗岩 J&P |
|         | 多目的トイレ(1)   | 5.31 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 男性トイレ(1)    | 12.89 m <sup>2</sup>  | ビニールシート |
|         |             | 1.05 m <sup>2</sup>   | 汚垂タイル   |
|         | 女性トイレ(1)    | 12.05 m <sup>2</sup>  | ビニールシート |
|         | 前室(トイレ(1))  | 6.82 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | ゴミ庫         | 7.18 m <sup>2</sup>   | 塗床      |
|         | 1F前室        | 8.12 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | サービスヤード(1)  | 59.70 m <sup>2</sup>  | 塗床      |
|         | サービスヤード(2)  | 18.26 m <sup>2</sup>  | 塗床      |
|         |             |                       |         |

| 棟・階     | 部屋名     | 面積                    | 床仕上げ    |
|---------|---------|-----------------------|---------|
| 待合棟 1 階 | 待合ホール   | 389.29 m <sup>2</sup> | フローリング* |
|         |         | 0.65 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 廊下(1)   | 156.10 m <sup>2</sup> | フローリング* |
|         | 廊下(2)   | 45.22 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(1)  | 42.32 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(2)  | 41.71 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(3)  | 41.71 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(4)  | 41.71 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(5)  | 41.71 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(6)  | 41.71 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(7)  | 42.32 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(8)  | 42.09 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(9)  | 41.73 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(10) | 41.94 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(11) | 40.45 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 待合室(12) | 40.55 m <sup>2</sup>  | フローリング* |
|         | 湯沸室(1)  | 4.10 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(2)  | 3.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(3)  | 3.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(4)  | 3.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(5)  | 3.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(6)  | 3.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(7)  | 3.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(8)  | 3.93 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(9)  | 3.93 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(10) | 3.93 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(11) | 3.86 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 湯沸室(12) | 3.86 m <sup>2</sup>   | ビニールシート |
|         | 物入(1)   | 1.51 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(2)   | 1.51 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(3)   | 1.51 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(4)   | 1.51 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(5)   | 1.51 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(6)   | 1.51 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(7)   | 1.72 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(8)   | 1.46 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(9)   | 1.46 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(10)  | 1.46 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(11)  | 1.49 m <sup>2</sup>   | フローリング* |
|         | 物入(12)  | 1.49 m <sup>2</sup>   | フローリング* |

| 棟・階     | 部屋名        | 面積                   | 床仕上げ     |
|---------|------------|----------------------|----------|
| 待合棟 1 階 | TELコーナー(1) | 3.80 m <sup>2</sup>  | フローリング   |
|         | 自販機置場(1)   | 18.57 m <sup>2</sup> | フローリング   |
|         | 更衣室(1)     | 6.67 m <sup>2</sup>  | タイルカーペット |
|         | 更衣室(2)     | 6.66 m <sup>2</sup>  | タイルカーペット |
|         | 多目的トイレ(2)  | 5.87 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 男性トイレ(2)   | 19.55 m <sup>2</sup> | ビニールシート  |
|         |            | 0.35 m <sup>2</sup>  | フローリング   |
|         |            | 1.63 m <sup>2</sup>  | 汚垂タイル    |
|         | 女性トイレ(2)   | 24.83 m <sup>2</sup> | ビニールシート  |
|         |            | 0.35 m <sup>2</sup>  | フローリング   |
|         | SK(2)      | 1.37 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 授乳室(1)     | 12.56 m <sup>2</sup> | ビニールシート  |
|         | キッズルーム     | 12.84 m <sup>2</sup> | クッションフロア |
|         |            | 2.48 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 子供用トイレ     | 3.43 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         |            |                      |          |

| 棟・階     | 部屋名             | 面積                    | 床仕上げ     |
|---------|-----------------|-----------------------|----------|
| 告別棟 1 階 | 風除室             | 27.88 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P  |
|         | 受付・ロビー・告別ホール    | 225.46 m <sup>2</sup> | 花崗岩 J&P  |
|         | 廊下(3)           | 40.65 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P  |
|         | 廊下(4)           | 121.39 m <sup>2</sup> | 花崗岩 J&P  |
|         | 洋室(1)(2)(3)     | 120.22 m <sup>2</sup> | タイルカーペット |
|         | パントリー(1)        | 5.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート  |
|         | パントリー(2)        | 5.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート  |
|         | パントリー(3)        | 5.90 m <sup>2</sup>   | ビニールシート  |
|         | 収納(1)(会葬者控室)    | 0.59 m <sup>2</sup>   | タイルカーペット |
|         | 収納(2)(会葬者控室)    | 0.59 m <sup>2</sup>   | タイルカーペット |
|         | SLW収納(1)(会葬者控室) | 1.14 m <sup>2</sup>   | タイルカーペット |
|         | SLW収納(2)(会葬者控室) | 1.14 m <sup>2</sup>   | タイルカーペット |
|         | TELコーナー(2)      | 2.69 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 告別室(1)(2)(3)    | 149.09 m <sup>2</sup> | フローリング   |
|         | 収納(1)(告別室)      | 1.77 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 収納(1)(告別室)      | 1.77 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 収納(2)(告別室)      | 1.77 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 収納(3)(告別室)      | 1.77 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | SLW収納(2)(告別室)   | 1.70 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | SLW収納(2)(告別室)   | 1.70 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室(1)         | 3.22 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         |                 | 16.88 m <sup>2</sup>  | 畳        |
|         |                 | 1.85 m <sup>2</sup>   | 床板       |
|         | 遺族控室(2)         | 3.22 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         |                 | 16.88 m <sup>2</sup>  | 畳        |
|         |                 | 1.85 m <sup>2</sup>   | 床板       |
|         | 遺族控室(3)         | 3.22 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         |                 | 16.88 m <sup>2</sup>  | 畳        |
|         |                 | 2.07 m <sup>2</sup>   | 床板       |
|         | 遺族控室 前室(1)      | 2.00 m <sup>2</sup>   | 花崗岩 J&P  |
|         |                 | 2.75 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室 前室(2)      | 2.00 m <sup>2</sup>   | 花崗岩 J&P  |
|         |                 | 2.75 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室 前室(3)      | 2.00 m <sup>2</sup>   | 花崗岩 J&P  |
|         |                 | 2.75 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室 広縁(1)      | 5.34 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室 広縁(2)      | 5.34 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室 広縁(3)      | 5.41 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室 物入(1)      | 0.90 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室 物入(2)      | 0.90 m <sup>2</sup>   | フローリング   |
|         | 遺族控室 物入(3)      | 0.99 m <sup>2</sup>   | フローリング   |

| 棟・階     | 部屋名         | 面積                   | 床仕上げ     |
|---------|-------------|----------------------|----------|
| 告別棟 1 階 | 遺族控室 押入(1)  | 1.58 m <sup>2</sup>  | 合板       |
|         | 遺族控室 押入(2)  | 1.58 m <sup>2</sup>  | 合板       |
|         | 遺族控室 押入(2)  | 1.93 m <sup>2</sup>  | 合板       |
|         | 脱衣室(8)      | 4.56 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 脱衣室(9)      | 4.56 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 脱衣室(10)     | 4.56 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 宗教関係者控室(1)  | 1.08 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P  |
|         |             | 11.44 m <sup>2</sup> | 畳        |
|         |             | 2.56 m <sup>2</sup>  | フローリング   |
|         | 宗教関係者控室(2)  | 1.08 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P  |
|         |             | 11.44 m <sup>2</sup> | 畳        |
|         |             | 2.56 m <sup>2</sup>  | フローリング   |
|         | 宗教関係者控室(3)  | 1.08 m <sup>2</sup>  | 花崗岩 J&P  |
|         |             | 11.44 m <sup>2</sup> | 畳        |
|         |             | 2.56 m <sup>2</sup>  | フローリング   |
|         | 自販機置場(2)    | 6.77 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 給湯室(4)      | 5.46 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 授乳室(2)      | 9.26 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 多目的トイレ(3)   | 5.43 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 男性トイレ(3)    | 17.73 m <sup>2</sup> | ビニールシート  |
|         |             | 1.60 m <sup>2</sup>  | 汚垂タイル    |
|         | 女性トイレ(3)    | 23.87 m <sup>2</sup> | ビニールシート  |
|         | 前室 (トイレ(3)) | 7.71 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 事務室         | 13.89 m <sup>2</sup> | タイルカーペット |
|         |             | 2.04 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 宿直室         | 1.00 m <sup>2</sup>  | フローリング   |
|         |             | 7.28 m <sup>2</sup>  | 畳        |
|         | 宿直室 前室      | 1.76 m <sup>2</sup>  | タイルカーペット |
|         |             | 1.54 m <sup>2</sup>  | フローリング   |
|         | 宿直室 押入      | 1.75 m <sup>2</sup>  | 合板       |
|         | 脱衣室(7)      | 0.99 m <sup>2</sup>  | ビニールシート  |
|         | 業務用控室       | 17.14 m <sup>2</sup> | タイルカーペット |
|         | サービスヤード(3)  | 52.60 m <sup>2</sup> | 塗床       |
|         |             |                      |          |

| 棟・階    | 部屋名   | 面積                   | 床仕上げ        |
|--------|-------|----------------------|-------------|
| 階段・EV棟 | 階段(2) | 47.33 m <sup>2</sup> | フローリング      |
|        |       | 18.35 m <sup>2</sup> | ビニールシート（踏面） |
|        |       | 19.72 m <sup>2</sup> | ビニールシート（踊場） |
|        |       | 11.94 m <sup>2</sup> | 蹴込板（蹴込）     |
|        | 連絡通路  | 56.56 m <sup>2</sup> | ビニールシート     |
|        |       |                      |             |



＜照明器具数量表＞

| 部屋名                            | 数量    | 種類      |
|--------------------------------|-------|---------|
| 「床面積・仕上げ表」に記載の部屋<br>(詳細は別図による) | 902 台 | ダウンライト  |
|                                | 5 台   | 壁付けミラー灯 |

＜ガラス面積表＞

|           | 数量                   |  |
|-----------|----------------------|--|
| 外部に面したガラス | 908.0 m <sup>2</sup> |  |
| 内部のガラス    | 75.3 m <sup>2</sup>  |  |

## 機械警備業務 仕様書

## 1 目的

盗難、火災の防止等施設の安全管理と財産の保全を図ることを目的とする。

## 2 任務

- (1) 無断侵入、盗難及び損壊行為の拡大防止
- (2) 事故確知時における関係先への通報、連絡
- (3) 警備実施事項の報告及び予防協議

## 3 警備方法

機械警備システム（機械警備用ボックス、空配管、主装置設置場所は別図参照）

## 4 警備実施時間

毎日 0 : 0 0 ～ 2 4 : 0 0 （24 時間通年）

岡山北斎場（以下、警備対象という）が無人の状態となり、指定管理者のセットによる警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、指定管理者のセットによる警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

なお、警備対象が無人の状態でありながら午前 0 時において警備操作がなされていない場合は機械警備を実施すること。

## 5 警備仕様

- (1) 機械による監視は、機械対象物の近隣で行い、岡山市が定める時間内に到着できる場所で警備員を待機させること。
- (2) 機械警備の記録は 1 年間保存し、求めに応じて速やかに報告すること。
- (3) 異常発報や要請などによる警備員の出勤は、原則として無償とする。
- (4) 機器や通信回線の故障などで機械警備に不都合が生じた場合は、警備員による警備によって安全を確保すること。
- (5) 警備対象と機械による監視を行う場所や警備員が待機する場所との通信回線について、断線などの不都合が生じないよう対策を講じること。
- (6) 火葬棟および待合棟と告別棟の警備の開始・終了は各々でできるようにすること。

## 6 警備開始時における取り扱い

機械警備の管制センターは、指定管理者の最終退所者による操作ボックスの操作により自動的に表示される ON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

## 7 警備終了時における取り扱い

機械警備の管制センターは、指定管理者の最初の入所者による操作ボックスの操作により自動的に表示される OFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

## 8 異常発生時における処理

- (1) 警報受信装置により警備対象に異常が発生したことを確認したときは、速やかに急行し、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたること。
- (2) 警備対象に到着した警備員は、異常事態を確認後、管制センターへその状況を

連絡するとともに、岡山市の定める緊急連絡先に速やかに連絡し、その指示を得ること。また、必要に応じて警察署等関係先にも連絡し、協力して事態の処置にあたること。

## 9 事故報告

事故発生の際は、指定管理者は岡山市に速やかに電話又は口頭で報告するとともに、後程、書面をもって報告すること。

### 1 0 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は厳重に取り扱い保管すること。また、預託を行う場合は岡山市に報告すること。なお、鍵の複製は厳に禁止する。

### 1 1 警備装置の保守点検

設置された警備装置の機能について、指定管理者は適宜保守点検を行うこと。

### 1 2 警備装置等

(1) 警備装置は次のア～カに掲げる各信号を識別監視できるものとする。

- ア 警備開始信号
- イ 警備解除信号
- ウ 不法侵入信号
- エ 火災信号
- オ ガス漏れ信号
- カ 断線信号

(2) 火災信号及びガス漏れ信号については、各報知設備からの移報とすること。

(3) 無断侵入、盗難及び損壊行為の防止のため、センサー等の各機器を効率的、標準的に配置すること。なお、別図の機械警備用ボックス、空配管、主装置設置場所等の個数等は岡山市が効率的、標準的と考えている配置等であるため、同等以上の警備であれば、図面どおりに配置し警備する必要はない。

(4) コントローラーに停電時、復電時の通報機能を確保すること。

(5) 操作機器は取扱いやすいものであること。

### 1 3 指定管理者の負担は次のとおりとする。ただし、岡山市の都合で機械警備の仕様を変更する場合の経費は、別途岡山市と指定管理者が協議の上これを定める。

- (1) 必要な物品、機器、指定管理者が設置した設備等にかかる経費
- (2) 機器、設備等の設置費用
- (3) 機器、設備の点検維持管理経費
- (4) 機械警備の代替として人的警備を行った際の経費
- (5) 機械警備の通信回線の設置費及び通信経費
- (6) セキュリティーカード（鍵）20本の経費
- (7) 契約期間終了に伴う機械、設備等の撤去費用

### 1 4 損害の補償及び免責事項

(1) 指定管理者は業務実施中、指定管理者および受託者の責に帰すべき事由により生じた岡山市の損害について、保険によりその損害を賠償するものとする。

(2) 指定管理者および受託者の賠償限度額は1事故につき対人対物賠償合わせて10億円とすること。

(3) 指定管理者および受託者が本仕様書に基づく業務実施中に第三者に対し損害を

与えた場合、岡山市は第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、指定管理者および受託者の責に帰すべき事由があるときは、指定管理者はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、前項に定めた限度内の金額を岡山市に支払うものとする。

- (4) 指定管理者は、天変地異その他の不可抗力により生じた損害、指定管理者が設置した機器が正常に動作したにもかかわらず、通信回線側の異常によって発生した損害及び本仕様書の記載事項のとおり業務を実施したことにより発生した損害については指定管理者は一切の責任を負わない。

#### 1 5 その他

- (1) 本仕様書は業務の大綱を示すものであって、本仕様書に記載のない事項であっても建物の管理上、岡山市が必要と認めた作業については、指定管理者は適正かつ誠実に実施すること。
- (2) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (3) 合鍵の作製や作製の黙認を禁ずる。
- (4) 警備計画書を提出すること。
- (5) 回線は指定管理者の無線通信を使用すること。ただし、無線通信が通信不能の場合は岡山市の有線通信により通報できるようにすること。
- (6) 信号監視装置は指定管理者の負担で設置すること。

# 管理物品一覧表

別紙26

| 部門       | 室 名             | 品 目             | 規 格                               | 数量 | 設置場所・用途                   |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------------------------|----|---------------------------|
| 火葬・待合・告別 | 到着ホール           | 傘立て(36本)        | テラモト UB-285-236-6                 | 2  | エントランス事務所前倉庫×2            |
|          | E Vホール          | 車椅子             | ミキ MPN-43JD                       | 4  | EV入口                      |
|          |                 | 傘立て(36本)        | テラモト UB-285-236-6                 | 2  | EVホール×1、EV入口倉庫×1          |
|          | 告別ホール           | 傘立て(36本)        | テラモト UB-285-236-6                 | 1  | 告別棟入口倉庫×1                 |
|          | 動物受付            | 傘立て(36本)        | テラモト UB-285-236-6                 | 1  | 受付前×1                     |
| 火葬       | 火葬ホール           | ロールスクリーン        |                                   | 19 |                           |
| 火葬       | 見送室             | 遺影台             | W1300×D600×H900                   | 4  | 見送室(1)～(4)×各1             |
|          |                 | 遺影台             | W450×D600×H760                    | 1  | 到着ホール倉庫(胎児火葬時、見送室にて使用)    |
|          |                 | 五具足             | 香炉×1個                             | 8  | 見送室(1)～(4)×各2個            |
|          |                 |                 | 燭台(ろうそく立て)×1対                     | 4  | 見送室(1)～(4)×各1対            |
|          |                 |                 | 花立×1対                             | 4  | 見送室(1)～(4)×各1対            |
|          |                 | 安心ローソク(中)       | 1組2本入                             | 16 | 見送室(1)～(4)×各1、予備×12、消耗品   |
|          |                 | リンセット           | リン(5寸)、リン台、リン棒、丸布団                | 5  | 見送室(1)～(4)×各1、予備×1        |
|          |                 | リンセット           | リン(3寸)、リン棒                        | 2  | 見送室(1)・(3)×各1(遺影台に収納)     |
| 火葬       | 炉前ホール           | 荷物置台            | W900×D450×H850                    | 4  | 見送室(1)～(4)×各1             |
|          |                 | ロールスクリーン        |                                   | 5  | B棟                        |
| 火葬       | 収骨室             | 焼香台             | W1800×D500×H900                   | 4  | 収骨室(1)～(4)×各1、(告別棟入口倉庫×1) |
|          |                 | 遺影台             | W900×D500×H900                    | 4  | 収骨室(1)～(4)×各1、(告別棟入口倉庫×1) |
|          |                 | 荷物置台            | W900×D450×H850                    | 4  | 収骨室(1)～(4)×各1、(告別棟入口倉庫×1) |
|          |                 | 骨壺用台車(骨壺及び箸立て台) | ステンレス製 キャスター付き W1025×D580×H750    | 4  | 収骨室(1)～(4)×各1             |
|          |                 | 竹・木違い箸          | 1箱(100膳入り)                        | 1  | 消耗品                       |
|          |                 | てぼうき            | 1箱(10本入り)                         | 1  | 消耗品                       |
|          |                 | ちりとり            | ステンレス収骨盆                          | 4  | 会議室前書庫                    |
| 火葬       | 霊安室             | 遺体保冷库           | 2遺体保管可                            | 1  |                           |
|          |                 | 焼香台             | W1800×D500×H900                   | 2  |                           |
| 火葬       | 管理事務室<br>受付     | 片袖机             | ナイキ XEDH147G-WH W1400×D700×H720   | 4  |                           |
|          |                 | 椅子              | ナイキ PAEB510F-BLB                  | 4  |                           |
|          |                 | 椅子              | ナイキ E404FC-BL                     | 1  |                           |
|          |                 | キャビネット(書類棚)     | ナイキ CWS-0911H3-WW W900×D400×H1100 | 2  |                           |
|          |                 | 折りたたみテーブル       | ナイキ KUY1845P-SW W1800×D450×H700   | 1  |                           |
|          |                 | ブラインド           |                                   | 4  | 事務室×3、受付×1                |
| 火葬       | 会議室             | 折りたたみテーブル       | ナイキ KUY1845P-SW W1800×D450×H720   | 4  |                           |
|          |                 | 椅子              | ナイキ E404FC-BL                     | 17 |                           |
|          |                 | ブラインド           |                                   | 1  |                           |
| 火葬       | 職員控室            | テーブル            | ナイキ KMA1275AM-WH W1200×D750×H720  | 1  |                           |
|          |                 |                 | ナイキ KMA1875AM-WH W1800×D750×H720  | 2  |                           |
|          |                 | 椅子              | ナイキ E404FC-BL                     | 10 |                           |
|          |                 | ブラインド           |                                   | 1  |                           |
| 火葬       | 職員更衣室<br>(1)(2) | ロッカー(3人用)       | ナイキ LK3JN-AW W900×D515×H1790      | 7  | 男子更衣室×3、女子更衣室×4           |
|          |                 | クリーンロッカー        | ナイキ CP4N-AW W455×D515×H1790       | 2  | 男子更衣室×1、女子更衣室×1           |
|          |                 | カーテン            |                                   | 2  | 男子更衣室×1、女子更衣室×1           |

| 部門    | 室 名                    | 品 目          | 規 格                                 | 数量  | 設置場所・用途                 |
|-------|------------------------|--------------|-------------------------------------|-----|-------------------------|
| 火葬    | 監視室                    | 事務机          | 内田洋行 5-110-6750                     | 1   | 監視用パソコン置台として使用          |
|       |                        | 椅子           | コクヨ CRS-G218F4HSN69                 | 2   |                         |
|       |                        | ロッカー         | オカムラ 4573SW ZA75                    | 1   | 更衣室                     |
|       |                        | 荷物置台         | W900×D450×H850                      | 1   | 監視室横炉室                  |
|       |                        | 折りたたみテーブル    | ナイキ KUY1845P-SW W1800×D450×H700     | 1   | 監視室前炉室                  |
|       |                        | 事務机          | ナイキ XEDH187F-WH                     | 1   |                         |
|       |                        | 椅子           | ナイキ PAEB510F-BLB                    | 2   |                         |
| 火葬    | 柩運搬車置場<br>(1)          | 柩運搬車         |                                     | 8   | 告別 柩運搬車置場(2)含む          |
|       |                        | 収骨用台車        |                                     | 5   | 収骨室(1)～(4)×各1、予備×1      |
| 火葬    | 動物用告別室                 | 遺影台          | W900×D500×H900                      | 5   | 動物受付・収骨作業用として使用         |
|       | 動物用冷蔵庫置場               | 動物用冷蔵庫       |                                     | 2   |                         |
| 火葬    | 炉室                     | 椅子           | ナイキ E404FC-BL                       | 6   |                         |
|       |                        | 可搬式バーナー      |                                     | 4   | 炉室×1、炉室用倉庫×3            |
|       |                        | 炉内台車         |                                     | 17  | 火葬炉(1)～(14)、予備×3        |
| 待合    | 待合ホール                  | テーブル(4人用)    | 天童木工 T-2488WB-NT                    | 20  |                         |
|       |                        | 椅子           | 天童木工 T-5688WB-NT                    | 80  |                         |
|       |                        | アコーディオンスクリーン | ブラチナ万年筆 ADS-No.18WC10               | 2   |                         |
|       |                        | テレビ(50型)     | TCL 50P8S                           | 1   | 太陽光測定モニター兼用             |
|       |                        | ロールスクリーン     |                                     | 35  | 待合棟                     |
| 待合    | 待合室                    | 遺影立台         | W450×D260×H360                      | 13  | 待合室(1)～(12)×各1、予備×1     |
|       |                        | テーブル         | 天童木工 T-2699WB-NT                    | 36  | 待合室(1)～(12)×各3          |
|       |                        | 椅子           | 天童木工 T-5331WB-NT                    | 216 | 待合室(1)～(12)×各18         |
|       |                        | 座卓(4人用)      | 天童木工 T-0373MP-NT                    | 12  | 待合室(1)～(12)×各1          |
|       |                        | 座椅子          | 天童木工 S-0546MP-NT                    | 48  | 待合室(1)～(12)×各4          |
|       |                        | 座布団          | 天童木工 T-9600AA-AA                    | 48  | 待合室(1)～(12)×各4          |
|       |                        | テレビ(32型)     | SONY KJ-32W500W/BZ                  | 12  | 待合室(1)～(12)×各1          |
|       |                        | ハンガー         | サワフジ HW-45                          | 179 | 待合室(1)～(12)×各14、予備×11   |
|       |                        | ロールスクリーン     |                                     | 48  | 待合室(1)～(12)×各4          |
| 待合    | 自販機置場                  | 貴重品ロッカー      | W900×D515                           | 1   |                         |
| 待合    | 更衣室                    | カーテン         |                                     | 6   | 男子更衣室・女子更衣室×各3          |
| 待合・告別 | 授乳室                    | ベビーベッド       |                                     | 3   | 待合棟×2、告別棟×1             |
|       |                        | ダストボックス      |                                     | 2   | 待合棟×1、告別棟×1             |
|       |                        | 椅子(授乳チェア)    | イトーキ KSF-33                         | 3   | 待合棟×2、告別棟×1             |
| 待合    | キッズルーム                 | マット          | イトーキ KSF-14D                        | 11  |                         |
|       |                        | 絵本棚          | イトーキ KSF-22                         | 1   |                         |
|       |                        | 絵本スタンド       | イトーキ KSF-21                         | 1   |                         |
|       |                        | 整理棚          | イトーキ KSF-24                         | 1   |                         |
| 告別    | 告別ホール                  | ロールスクリーン     |                                     | 15  |                         |
|       |                        | 受付台(キャスター付き) |                                     | 1   |                         |
| 告別    | 柩運搬車置場(2)<br>(告別棟入口倉庫) | 柩運搬車         |                                     |     | 火葬 柩運搬車置場(1)と合算         |
|       |                        | 遺影台          | W1300×D600×H900                     | 1   | 告別棟入口倉庫×1               |
|       |                        | 焼香台          | W1800×D500×H900                     | 1   | 告別棟入口倉庫×1               |
|       |                        | 遺影台          | W900×D500×H900                      | 1   | 告別棟入口倉庫×1               |
|       |                        | 荷物置台         | W900×D450×H850                      | 1   | 告別棟入口倉庫×1               |
|       |                        | ベルトパーテーション   | 山崎産業 YG-24C-SA                      | 6   | 告別棟入口倉庫×4、告別棟物置場×2      |
|       |                        | 簡易的柩運搬車      | ラグジュアリーローラー柩台<br>柩蓋置台付 黒色艶消し キャスター付 | 3   | 告別室(1)・(3)×各1、告別棟入口倉庫×1 |

| 部門 | 室 名                         | 品 目          | 規 格                               | 数量 | 設置場所・用途               |
|----|-----------------------------|--------------|-----------------------------------|----|-----------------------|
| 告別 | 告別室<br>↓<br>多目的室            | 音響システム一式     | タブレット・アンプ・CD・マイクなど                | 1  | 告別室(1)～(3)            |
|    |                             | 椅子           | 天童木工 T-5745WB-NT                  | 96 | 告別室(1)～(3)×各32        |
|    |                             | 椅子(僧侶用)      | ナゼロ W2511-11BC                    | 3  | 告別室(1)～(3)×各1         |
|    |                             | 机(経机、焼香机用)   | 丸二金属 KT-763(特注) W1200×D450×H750   | 6  | 告別室(1)～(3)×各2         |
|    |                             | 小型台(木魚、けいす用) | 丸二金属 KT-763(特注) W400×D400×H400    | 6  | 告別室(1)～(3)×各2         |
|    |                             | 講演台          | ナイキ FS-17-LW                      | 3  | 告別室(1)～(3)×各1         |
|    |                             | 五具足          | 燭台(ろうそく立て)×1対                     | 2  | 告別室(1)、告別室(3)         |
|    |                             |              | 花立×1対                             | 3  | 告別室(1)、告別室(3)、予備×1    |
|    |                             | 安心ローソク(中)    | 1組2本入                             | 2  | 告別室(1)、告別室(3)、消耗品     |
|    |                             | ロールスクリーン     |                                   | 6  | 告別室(1)～(3)×各2         |
| 告別 | 会葬者控室<br>(1)～(3)<br>↓<br>洋室 | 椅子           | 天童木工 T-5745WB-NT                  | 78 | 会葬者控室(1)～(3)×各26      |
|    |                             | テーブル         | 天童木工 T-2699WB-NT                  | 9  | 会葬者控室(1)～(3)×各3       |
|    |                             | テーブル         | 天童木工 T-2697WB-NT                  | 6  | 会葬者控室(1)～(3)×各2       |
|    |                             | コートハンガー      | ナイキ OA-91C-WH                     | 3  | 会葬者控室(1)～(3)×各1       |
|    |                             | ハンガー         | サワフジ HW-45                        | 24 | 会葬者控室(1)～(3)×各8       |
|    |                             | ロールスクリーン     |                                   | 12 | 会葬者控室(1)～(3)×各4       |
| 告別 | 遺族控室<br>(1)～(3)<br>↓<br>和室  | 座卓(4人用)      | 天童木工 T-0373MP-NT                  | 6  | 遺族控室(1)～(3)×各2        |
|    |                             | 座椅子          | 天童木工 S-5046MP-NT                  | 24 | 遺族控室(1)～(3)×各8        |
|    |                             | 座布団          | 天童木工 T-9600AA-AA                  | 24 | 遺族控室(1)～(3)×各8        |
|    |                             | 腰かけ椅子        | CRES 221021 バブリック(横) 112221       | 6  | 遺族控室(1)～(3)×各2        |
|    |                             | テレビ(32型)     | SONY KJ-32W500E/BZ                | 3  | 遺族控室(1)～(3)×各1        |
|    |                             | 冷蔵庫 75L      | パナソニック NR-A80D-W                  | 3  | 遺族控室(1)～(3)×各1        |
|    |                             | ハンガー         | サワフジ HW-45                        | 18 | 遺族控室(1)～(3)×各6        |
|    |                             | 金庫           | EIKO HES-2MD                      | 3  | 遺族控室(1)～(3)×各1        |
|    |                             | カーテン、カーテンレース |                                   | 3  | 遺族控室(1)～(3)×各1        |
|    | 脱衣室                         | カーテン         |                                   | 3  | 遺族控室(1)～(3)×各1        |
| 告別 | 宗教関係者控室<br>(1)～(3)          | 座卓           | 天童木工 T-0263MP-NT                  | 3  | 宗教者控室(1)～(3)×各1       |
|    |                             | 座椅子          | 天童木工 S-5046MP-NT                  | 6  | 宗教者控室(1)～(3)×各2       |
|    |                             | 座布団          | 天童木工 T-9600AA-AA                  | 6  | 宗教者控室(1)～(3)×各2       |
|    |                             | 腰かけ椅子        | CRES 221021 バブリック(横) 112221       | 3  | 宗教者控室(1)～(3)×各1       |
|    |                             | ハンガーラック      |                                   | 3  | 宗教者控室(1)～(3)×各1       |
|    |                             | ハンガー         | 有平化成工業所 高級和装はんがー                  | 3  | 宗教者控室(1)～(3)×各1       |
|    |                             | ロールスクリーン     |                                   | 6  |                       |
| 告別 | 事務室                         | 片袖机          | ナイキ XEDH147G-WH W1400×D700×H720   | 1  |                       |
|    |                             | 椅子           | ナイキ PAEB510F-BLB                  | 1  |                       |
|    |                             | キャビネット(書類棚)  | ナイキ CWS-0911H3-WW W900×D400×H1100 | 2  |                       |
|    |                             | ロールスクリーン     |                                   | 2  |                       |
|    | 宿直室                         | ブラインド        |                                   | 1  |                       |
| 告別 | 業務用控室<br>(葬祭業者用控室)          | 折りたたみテーブル    | ナイキ KUY1845P-SW W1800×D450×H700   | 2  | (火葬棟 事務室×1、監視室前×1で使用) |
|    |                             | 椅子           | ナイキ E404FC-BL                     | 6  | (火葬棟 炉裏×6で使用)         |
|    |                             | ブラインド        |                                   | 1  |                       |
| 告別 | 廊下(4)                       | 貴重品ロッカー      | W900×D515                         | 1  |                       |
| 外部 | 屋外喫煙スペース                    | スタンド灰皿       | テラモト SS-955-020-0                 | 2  |                       |
|    |                             | ベンチ          | ナイキ RC-150-51                     | 2  |                       |
|    | 駐車場                         | 車止め          | ヒガノ PIS-03F-CP                    | 16 | 到着車寄せ×3、EV入口倉庫×13     |